

第三次足立区環境基本計画 改定版

(答申)

足立区環境審議会

第三次足立区環境基本計画

改定版

- 足立区地球温暖化対策実行計画
- 足立区気候変動適応計画
- 足立区食品ロス削減推進計画
- 足立区プラスチックごみ削減方針
- 足立区生物多様性地域戦略
- 足立区環境教育等行動計画



目 次

第1章 計画の基本的事項	- 1 -
1 計画の目的と改定の背景.....	- 1 -
2 計画の位置づけ.....	- 1 -
3 対象とする環境の範囲.....	- 3 -
4 計画期間と評価.....	- 4 -
第2章 計画改定の背景	- 5 -
1 国内外の動向.....	- 5 -
2 区の動向.....	- 12 -
3 第三次足立区環境基本計画の進捗状況.....	- 16 -
第3章 2050年CO₂排出実質ゼロへの道筋	- 18 -
1 足立区二酸化炭素排出実質ゼロ宣言.....	- 18 -
2 CO ₂ 排出実質ゼロ実現に向けた取組み.....	- 20 -
3 2030年度CO ₂ 削減目標.....	- 21 -
4 CO ₂ 排出実質ゼロを実現した社会の姿.....	- 22 -
第4章 計画の体系	- 24 -
1 足立区基本構想における将来像.....	- 24 -
2 環境の視点から目指す姿.....	- 24 -
3 計画の基本体系.....	- 26 -
第5章 各柱の施策	- 28 -
柱1 地球温暖化・エネルギー対策	- 30 -
柱2 循環型社会の構築	- 42 -
柱3 生活環境の維持・保全	- 56 -
柱4 自然環境・生物多様性の保全	- 64 -
柱5 学びと行動のしくみづくり	- 74 -
第6章 計画の進行管理	- 85 -
1 推進体制.....	- 85 -
2 進行管理の方法.....	- 86 -
3 点検・評価結果の公表.....	- 86 -
4 計画の見直し.....	- 86 -

第7章 環境保全行動指針 —区民・事業者・区の行動指針—	- 87 -
柱1 地球温暖化・エネルギー対策	- 89 -
柱2 循環型社会の構築	- 94 -
柱3 生活環境の維持・保全	- 97 -
柱4 自然環境・生物多様性の保全	- 100 -
柱5 学びと行動のしくみづくり	- 103 -
資料編	- 106 -
1 温室効果ガス削減目標の考え方.....	- 106 -
2 気候変動の将来予測.....	- 110 -
3 食品ロス削減目標の考え方.....	- 114 -
4 指標の定義.....	- 121 -
5 計画策定の経過.....	- 125 -
6 パブリックコメントに寄せられたご意見.....	- 128 -
7 用語解説.....	- 133 -
8 足立区環境基本条例.....	- 142 -

本文中「*〇〇」で表示されている用語については、資料編「7 用語解説（133～141 ページ）」に解説を記載しています。

ただし、その言葉が同じページに複数回記載されているときは、そのページで最初に記載されている場所だけ*を付けています。

第1章 計画の基本的事項

1 計画の目的と改定の背景

第三次足立区環境基本計画改定版（以下、「本計画」といいます。）は、区の施策を環境の視点から整理・体系化し、環境の保全に関する基本的方向を示す計画です。

区は、2017（平成29）年度に第三次足立区環境基本計画を策定し、区民、事業者等、足立区に関わる全ての主体が協働・協創し、取組みを進めてきました。

近年、地球温暖化による環境への影響が顕著になってきていることから、国は2020（令和2）年に『2050年カーボンニュートラル』を宣言し、区においても区議会と共同で2021（令和3）年3月に、2050（令和32）年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指すことを宣言しました。その他、国内では「気候変動適応法」や「食品ロスの削減の推進に関する法律」の施行、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が公布されました。

こうした社会状況の大きな変化に対応するため、この度、第三次足立区環境基本計画の改定を行いました。

2 計画の位置づけ

足立区環境基本計画は、足立区環境基本条例第8条（環境基本計画）により策定が義務付けられています。

本計画は、環境に関する各種法令と足立区環境基本条例の基本理念に基づき作成するものであり、上位計画である足立区基本構想・基本計画をはじめ、各種関連計画との整合を図るものとします。

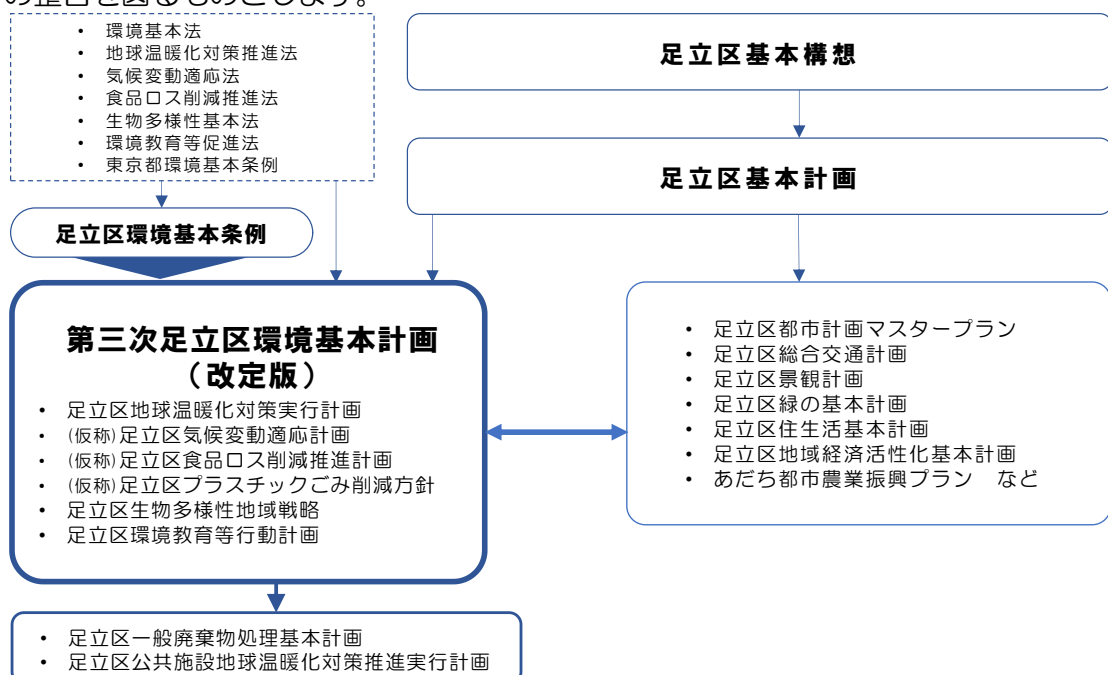


図 計画体系

また、本計画は以下の計画を包含します。

(1) 足立区地球温暖化対策実行計画

*地球温暖化対策の推進に関する法律（地球温暖化対策推進法）第 21 条第 3 項に規定されている「区域の自然的社会的条件に応じて*温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項」を定める計画です。柱 1「地球温暖化・エネルギー対策」の施策群 1-1、施策群 1-2、施策群 1-3（34～39 ページ）が該当します。

(2) 足立区気候変動適応計画

気候変動適応法第 12 条に規定されている「区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する計画」で、柱 1「地球温暖化・エネルギー対策」の施策群 1-4（40～41 ページ）が該当します。

(3) 足立区食品ロス削減推進計画

食品ロスの削減の推進に関する法律（食品ロス削減推進法）第 13 条に規定されている「区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画」で、柱 2「*循環型社会の構築」の施策群 2-1、施策群 2-2（46～48、50～52 ページ）が該当します。

(4) 足立区プラスチックごみ削減方針

柱 2「循環型社会の構築」（46～48、50～52、54～55 ページ）が該当します。

(5) 足立区生物多様性地域戦略

*生物多様性基本法第 13 条に規定されている「区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画」で、柱 4「自然環境・生物多様性の保全」（68～70、72～73 ページ）が該当します。

(6) 足立区環境教育等行動計画

*環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（環境教育等促進法）第 8 条に規定されている「区域の自然的社会的条件に応じた環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する行動計画」で、柱 5「学びと行動のしくみづくり」（78～84 ページ）が該当します。

3 対象とする環境の範囲

本計画で対象とする環境の範囲は、足立区環境基本条例第4条を踏まえて設定します。

足立区環境基本条例

(区の責務)

第4条 区は、環境の保全を図るため、次に掲げる事項について、基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- (1)公害の防止及び生活環境の保全
- (2)有害物質等による汚染等のない、安心して暮らせる都市環境の保全
- (3)水、緑、生き物等からなる自然環境の保全及び野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保
- (4)人と自然との豊かな触れ合いの確保
- (5)良好な景観の保全及び地域の環境特性を生かしたまちづくり
- (6)資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量
- (7)地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全
- (8)前各号に掲げるもののほか環境への負荷の低減に関する事項

2 区は、環境の保全について、事業者及び区民と協働して推進する責務を有する。

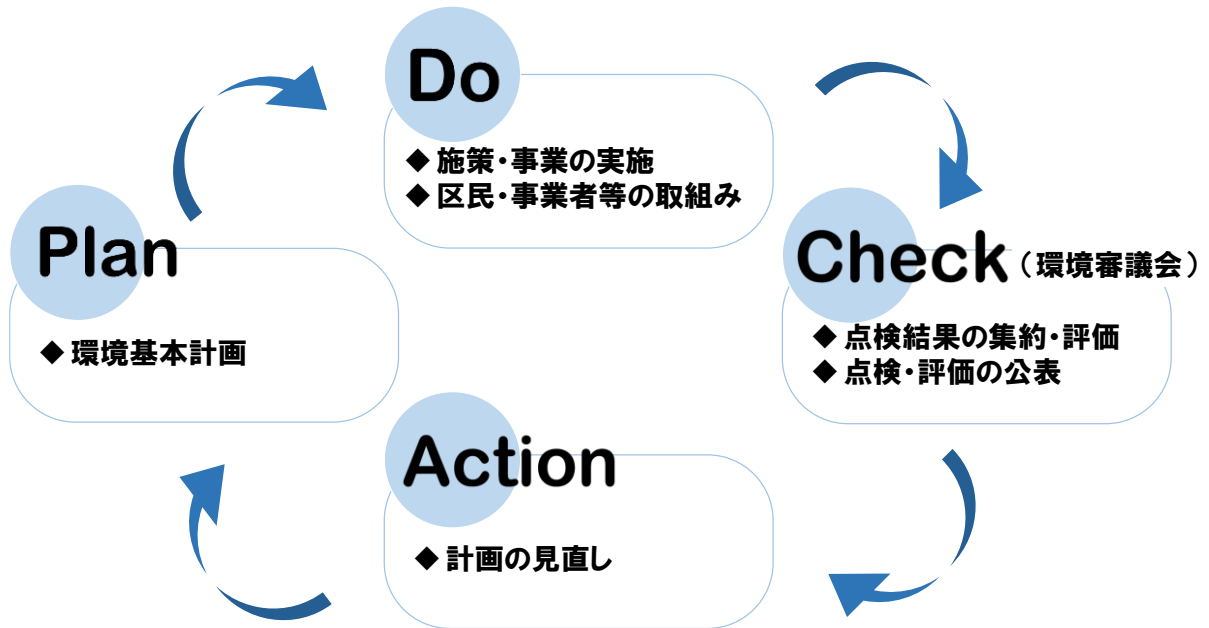
4 計画期間と評価

本計画は2024（令和6）年度までを計画期間としています。以降は、上位計画である「足立区基本計画」の改定内容を踏まえ、次期計画への改定を行います。

	2017 H29	2018 H30	2019 H31/R1	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6
第三次 環境基本計画								
	計画の見直し							

図 計画期間

毎年、本計画の施策がスケジュールどおり進捗しているかどうかを把握・評価し、進行管理を行います。



各施策の成果指標に従い、環境審議会で評価した結果を議会に報告し、「*足立の環境」や区のホームページ等で公表します。

また、さまざまな機会を通じて区民及び団体や事業者等から広くご意見を伺い、次期計画への見直しの際に反映させていただきます。

第2章 計画改定の背景

1 国内外の動向

(1) 地球温暖化(気候危機)に関する動向

ア 脱炭素社会への転換

近年、地球温暖化の影響により、かつて経験したことのないような気候の変化が生じており、「気候危機」と呼ばれるまでになりました。例えば、甚大な被害をもたらした平成30年7月豪雨では、日本周辺での気温の上昇が、雨量を約6.7%底上げしたことが指摘されています。このような極端な豪雨や高温などにより、私たちの健康や生命、財産に甚大な被害が生じています。

*気候変動に関する政府間パネル(以下、「IPCC」といいます。)が2018(平成30)年に公表した「1.5°C特別報告書」では、2050(令和32)年前後には世界の二酸化炭素(以下、「CO₂」)といます。)排出量を正味ゼロにする必要があることが示され、世界中で「脱炭素社会」へ転換していくための取組みが活発化しています。



図 2050年カーボンニュートラル(脱炭素化)を表明した国
(125か国・1地域 2021[令和3]年4月末時点)
出典 経済産業省資源エネルギー庁ホームページ

こうした動きを踏まえ、我が国では2020(令和2)年、東京都では2019(令和元)年に、『2050年カーボンニュートラル(脱炭素化)』が宣言されました。これは、*温室効果ガス排出量から森林などによる吸収量を差し引いて、ゼロにすることを意図しています。

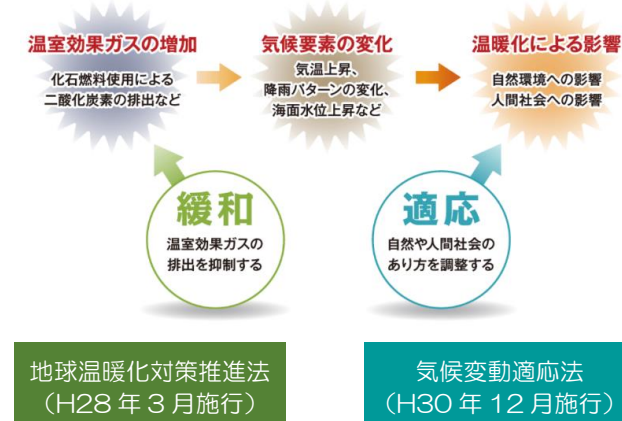
その後、IPCCが2021(令和3)年8月に公表した「第6次評価報告書『自然科学的根拠』」では、広範囲で急速な地球温暖化に人為的影響があることに疑いの余地がないことが示されました。さらに世界の平均気温は、2021(令和3)年～2040(令和22)年に産業革命前より1.5°C高くなることが示され、これは、2018(平成30)年に公表した予測より10年ほど早い結果となっています。

また、2021(令和3)年11月、国連*気候変動枠組条約第26回締約国会議(COP26)において「グラスゴー気候合意」が採択され、その中では「世界の平均気温の上昇を1.5度に抑える努力を追及する」という内容が盛り込まれました。

イ 気候変動における「緩和」と「適応」

気候危機に備えるため、*温室効果ガスの排出量を抑制する「*緩和」のみならず、気候変動による被害を回避・軽減する「*適応」にも、より一層取り組む必要があります。

我が国では、2018（平成30）年に「気候変動適応法」が制定され、東京都は2021（令和3）年に「東京都気候変動適応計画」を策定しました。各自治体においても、「適応計画」の策定とともに、「適応」の取組みを推進しています。



出典 気候変動適応情報プラットフォームホームページ

ウ ゼロエミッション東京戦略

東京都は、2019（令和元）年5月に開催されたU20 東京メイヤーズ・サミットで、平均気温の上昇を1.5℃に抑えることを追求し、2050（令和32）年にCO₂排出実質ゼロに貢献する「ゼロエミッション東京」を実現することを宣言しました。

「ゼロエミッション東京」を実現するためのビジョンである「ゼロエミッション東京戦略」を2019（令和元）年12月に策定しました。2021（令和3）年3月には気候危機の深刻化を受け、「ゼロエミッション東京戦略 2020 Update & Report」を公表し、その中で2030（令和12）年までにCO₂排出量半減を目指し、ビジョンとして「2030・カーボンハーフスタイル」を提起しています。

2022（令和4）年2月には、東京都のカーボンハーフに向けた道筋を具体化し、各部門で直ちに加速・強化する主な取組みを示した「2030年カーボンハーフに向けた取組の加速 -Fast forward to “Carbon Half”-」を策定しました。

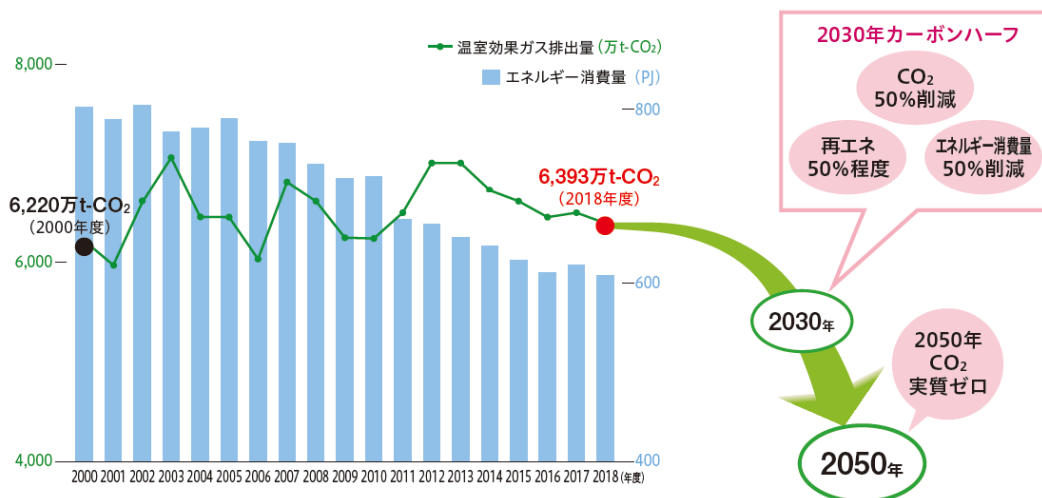
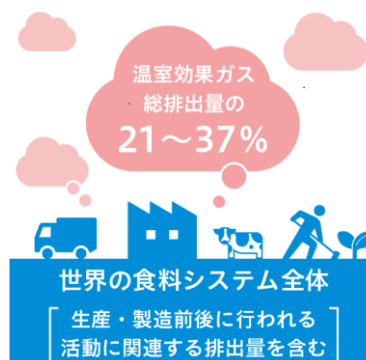


図 温室効果ガス排出量の推移等
出典 ゼロエミッション東京戦略 2020 Update & Report (2021年3月)

(2) 食品ロス問題

*食品ロスとは、本来食べられるにも関わらず廃棄される食べ物のことであり、食品の生産、製造、販売、消費等の各段階において、日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生しています。国連食糧農業機関（FAO）によると、年間で世界の生産量の3分の1に当たる約13億tの食料が捨てられています。



一方で、世界には安全で栄養がある食べ物を十分に得られていない人が数多くおり、「世界の食料安全保障と栄養の現状報告書」によると、2018（平成30）年は推計8億2000万人が十分な食料を得ることができておらず、世界の飢餓人口は過去3年間で徐々に増加しているという現状があります。

出典 IPCC. Climate Change and Land. 2019
(2019年8月)

また、食品ロスが発生するということは、廃棄された食料の生産・ごみ処理過程で発生した*温室効果ガスがむだに排出されたこととなります。*IPCC「土地関係特別報告書」（2019〔令和元〕年）によると、食料生産・製造の前後に行われる活動に関連する温室効果ガス排出量は、人為起源の温室効果ガス総排出量の21~37%を占めると推定され、食品ロスは気候変動の要因にもなっています。

我が国では、2019（令和元）年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、同年12月に東京都は「ゼロエミッション東京戦略」において、食品ロス対策を資源循環分野の政策の柱の一つとして位置づけ、「2050年までに食品ロス実質ゼロ」という目標を掲げました。更に、2020（令和2）年11月、コロナ禍の状況変化も踏まえた各主体の取り組みの方向性として、「食品ロス削減に向けた提言」が取りまとめられ、食品ロス削減推進法に基づく「東京都食品ロス削減推進計画」を策定しました。

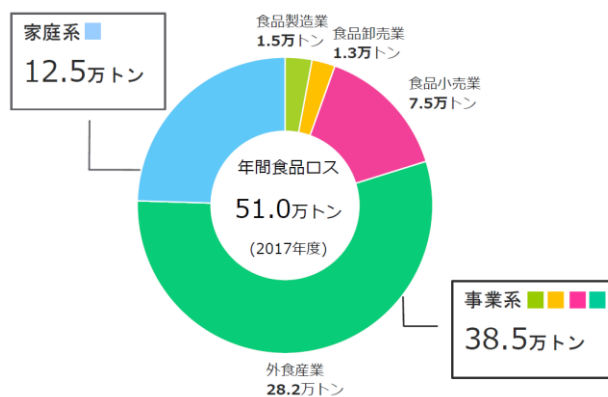


図 都内の食品ロスの内訳
出典 東京都食品ロス削減推進計画
(2021年3月)



図 東京都食品ロス削減推進計画
(2021年3月)



図 東京食品ロスゼロアクション(啓発冊子)
(2019年10月)

(3) プラスチック問題

私たちが、日常的に使用しているプラスチックは、その製造にかかる原油の採掘、流通、製造、消費、処分の各段階でCO₂が排出されており、使用済の廃プラスチックの熱回収・焼却処理により、大量のCO₂が発生しています。また、回収されなかったごみに含まれるプラスチックは、河川を經由して海に流出し、海洋生態系への影響等も危惧されています。更に、先進国から廃プラスチックの輸出先となってきた国々では、環境汚染が報告され、国内で資源循環を行うことが急務となっています。

*海洋プラスチックについては、2015（平成 27）年9月に国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」のターゲットの一つに掲げられています。また、2016（平成 28）年5月のG7伊勢志摩サミットや2019（令和元）年6月のG20大阪サミット等、プラスチックについて幾度も議論が行われ、この問題は世界で連携して取り組むべき大きな課題となっています。

我が国においては、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組み（*3R+Renewable）を促進することを目的として、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が2022（令和4）年4月に施行されます。

一方、東京都は2019（令和元）年12月に「ゼロエミッション東京戦略」において、「2050年CO₂実質ゼロのプラスチック利用」という目標を掲げています。また、*海洋プラスチック問題を受け、TOKYO海ごみゼロアクションやアジアの諸都市との連携による海洋への流出ゼロに向けた取組みを実施しています。



図 レジ袋削減キャンペーン（東京都）

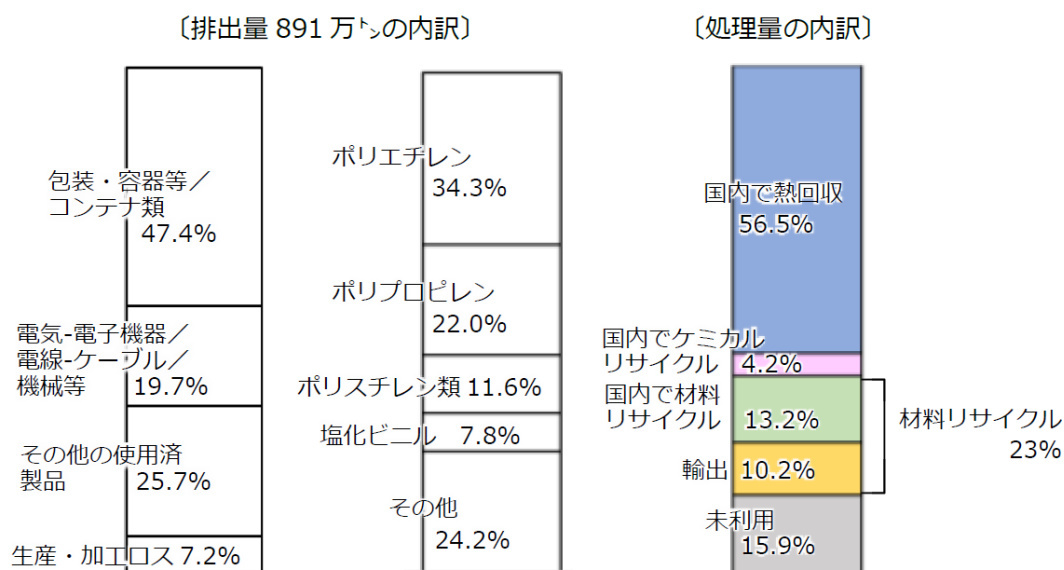


図 廃プラスチックの排出・処理状況（全国、2018〔平成 30〕年）
出典 一般社団法人プラスチック循環利用協会

(4) 生物多様性の危機

生物多様性とは、簡単に言うと、地球上の生物がバラエティに富んでいること、つまり、複雑で多様な生態系そのものを示す言葉です。しかし、自然環境の悪化に伴い、この生物の多様性がこれまでにない早さで刻一刻と失われつつあります。

2019（令和元）年5月、国連教育科学文化機関（UNESCO）はグローバル評価報告書を発表し、今後数十年でおよそ 100 万種の生物が絶滅する恐れがあることを公表し、その保護は「気候変動対策と同様、きわめて重要」としました。また、地球上の種の絶滅は人間活動による影響が主な要因で、そのスピードは自然状態の約 100～1,000 倍にも達していると言われています。

日本の生物多様性に目を向けると、以下の4つの危機にさらされています。

- ① 開発や乱獲による種の減少・絶滅、生息・生育地の減少
- ② 里地里山などの手入れ不足による自然の質の低下
- ③ *外来種などの持ち込みによる生態系のかく乱
- ④ 地球環境の変化による危機

上記4つの危機の影響により、日本の野生動植物の約3割が絶滅の危機に瀕しています。私たちが古くから慣れ親しんできたメダカやドジョウも、絶滅の恐れがある野生生物の種のリスト（レッドリスト）に掲載されるようになりました。

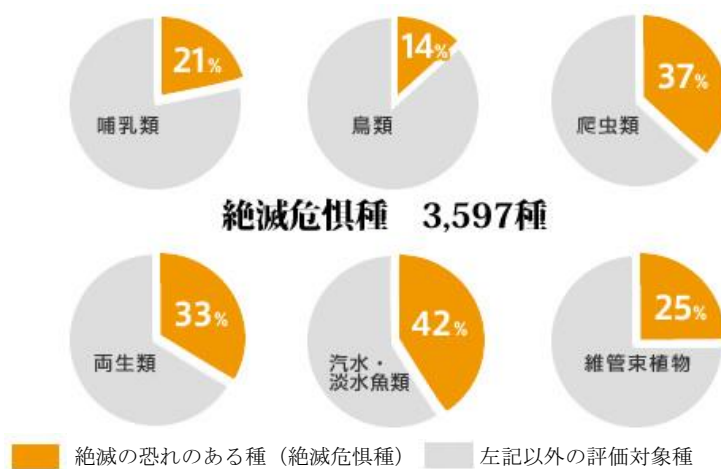


図 絶滅の恐れのある日本の野生生物（絶滅危惧種）
出典 環境省 生物多様性ホームページ

我が国においては、2012（平成 24）年に「*生物多様性国家戦略 2012-2020」が策定されましたが、計画期間を終えるため、2020（令和 2）年より次期生物多様性国家戦略の策定に向けた検討が行われています。

東京都でも、2012（平成 24）年に「緑施策の新展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略～」を策定しました。この計画が 2020（令和 2）年に計画期間を終えるため、現在、次期計画の検討が行われています。2021（令和 3）年 7 月には、次期生物多様性国家戦略の策定に向けた課題及び方向性を示す研究会からの提言として「次期生物多様性国家戦略研究会報告書」が取りまとめられました。

(5) SDGs

SDGs（持続可能な開発目標）とは、2015（平成27）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載されている、2030（令和12）年までに、持続可能でよりよい世界を目指すための国際目標です。

17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓い、途上国の貧困、教育、保健等の開発課題に加え、持続可能な開発の3本柱とされる経済面・社会面・環境面の課題全てに幅広く対応し、調和させるものです。特に環境面においては、エネルギーへのアクセス、持続可能な消費と生産、気候変動対策、海洋資源の保全、生物多様性等の視点が新たに盛り込まれ、今後の国の施策だけでなく、自治体の環境施策においても指針とすべきものとなっています。

本計画では、各柱とSDGsとの関わりを示すため、17の目標のうち関連するSDGsの目標アイコンを掲載しています。



コラム▶ SDGsに関する「協働・協創」による取組み

足立区では、区民、団体、企業などの多様な主体がつながり、自主的・自立的に地域課題の解決や魅力創出に取り組む「協創」が広がっています。

その取組みの一つとして、一般社団法人おせっかい子育てプロジェクトと区内で印刷業を営む株式会社安心堂とのコラボプロジェクトが実施されました。

子どもたちは、販売用のガラスの企画・デザイン考案・製作・販売までをワークショップ形式で体験する2か月間のプログラムを通じ、働くこと、お金を稼ぐこととはどういうことなのかを学ぶことができました。



子どもたちが製作・販売した沿線ガラスと製作風景

■詳しくは足立区のホームページをご覧ください。

ホーム > 住まい・暮らし > 区民参加 > 協働・協創 > 【協創 info】—協創があだちを変える

この取組みは、3つのSDGsの目標に関連しています。



(6) 新型コロナウイルスによる影響

2019（令和元）年12月以降、新型コロナウイルス感染症 COVID-19 の世界的大流行（パンデミック）により、「新しい生活様式」への対応が急務となり、*テレワークや時差出勤等、働き方への柔軟性が求められています。

また、さまざまな環境イベントが中止、あるいはオンラインでの開催になる等、人が集まる環境施策や事業においても、適切に対応していくことが求められています。

そのような中、気候危機や環境対策に重点を置き、コロナ禍からの復興を目指す「グリーンリカバリー」が欧州を中心に注目を集めています。国内においては、2020（令和2）年6月に、環境省と気候変動イニシアティブ（気候変動対策に積極的に取り組む企業や自治体、団体、*NGOなどのネットワーク）での意見交換会が行われ、脱炭素社会への移行、循環経済への移行、そして*分散型社会への移行、という3つの移行への重要性が再認識されました。東京都でも、環境はもとより、人々の持続可能な生活を実現する観点まで広げた「サステナブル・リカバリー（持続可能な回復）」を進め、強靱で持続可能な社会を創っていくことを推進しています。これに伴い、2021（令和3）年8月に、「サステナブル・リカバリー東京宣言」が採択され、世界の都市と連携し、取組みを行うことが表明されました。

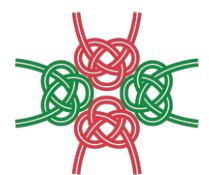
コラム▶ サステナブル・リカバリー東京宣言

東京都は、2021（令和3）年8月7日に「サステナブル・リカバリー」の実現を世界に提唱するため、「Sustainable Recovery Tokyo Forum」（サステナブル・リカバリー東京会議、略称：Re StaRT）をリアルとオンラインのハイブリッドで開催しました。

同フォーラムの成果として、パリ市、ロサンゼルス市、ブリスベン市、ダカール市の市長、駐日シンガポール共和国特命全権大使の参加のもと、『サステナブル・リカバリー東京宣言（Tokyo Declaration on Sustainable Recovery）』を採択しました。

宣言の中では気候危機に対しての行動を加速させることに加え、豊かな地球を次代へ引き継ぐべく、環境、経済、文化、スポーツ、人権、人々や企業の意識・行動様式など、社会全体に係るさまざまな側面で人々の持続可能な生活の実現を目指す「サステナブル・リカバリー」に取り組み、世界に広げていくことが提唱されました。

宣言に伴い、小池都知事は未来に向けた復興を目指す取組みを展開することやさまざまな主体との共感と協働が重要であること、各都市の知見や取組みを共有する新たな国際ネットワークを立ち上げていくことを表明しました。



Sustainable Recovery
Tokyo Forum
Re StaRT

Re StaRT ロゴ
(東京都)

2 区の動向

(1) 環境の概況と区民生活への影響について

ア 気温の上昇

東京観測所(気象庁)のデータによると、ここ100年で東京の平均気温は約2.5℃上昇しています。これは地球温暖化に加え、*ヒートアイランド現象の影響も受けています。

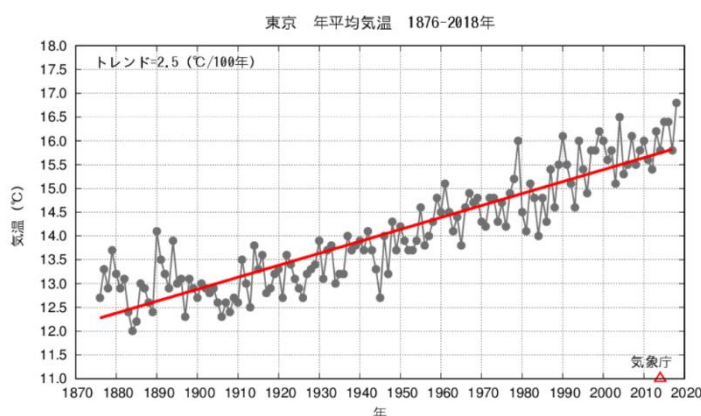
このような気温上昇の影響により、区民の健康や生活にも深刻な影響がでています。例えば、熱中症で緊急搬送される患者が増加しています。

また、海面水温の上昇により、台風が発生しやすい状況となり、大気中に含まれる水蒸気の量が多くなることで、より多くの水蒸気が上空へ運ばれるため、台風の勢力が発達するとも考えられています。

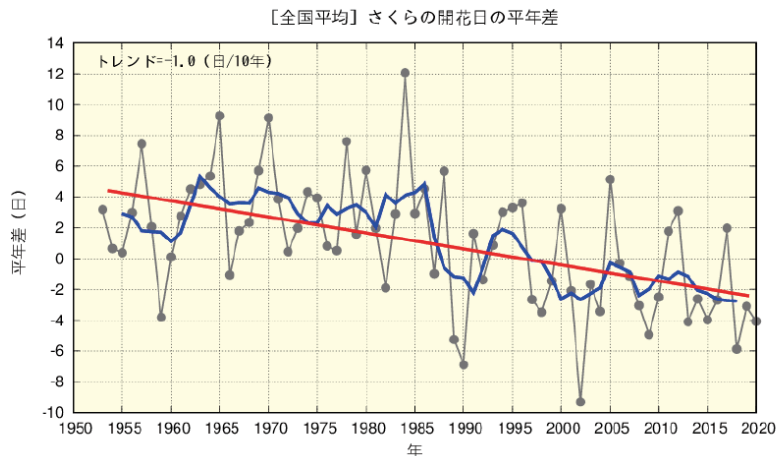
2019(令和元)年には平年より多い29個(平年値25.6個)の台風が発生し、日本への接近数も平年より多い15個(平年値11.4個)でした。その中で、台風15号と19号は上陸時の最大風速が40m/sと、東日本に上陸した台風の強さとしては統計の残る1991(平成3)年以降において最も強い勢力であり、各地で大雨による被害をもたらしました。

そして、気温の上昇は、農作物の作付適地の変化や、サクラの開花日が年々早まるなど(1953〔昭和28〕年以降、10年あたり1.0日の変化率で早くなっています)、食料、伝統、文化、季節感においても、私たちの身近なところに直接的、間接的に影響を及ぼしています。

更に、区内でみられる生物の種数や個体数にも少なからず影響していると言われ、外から侵入してきた生命力の強い*外来種が増加し、古くからこの地域の環境に適応してきた在来種が減少している傾向がみられます。



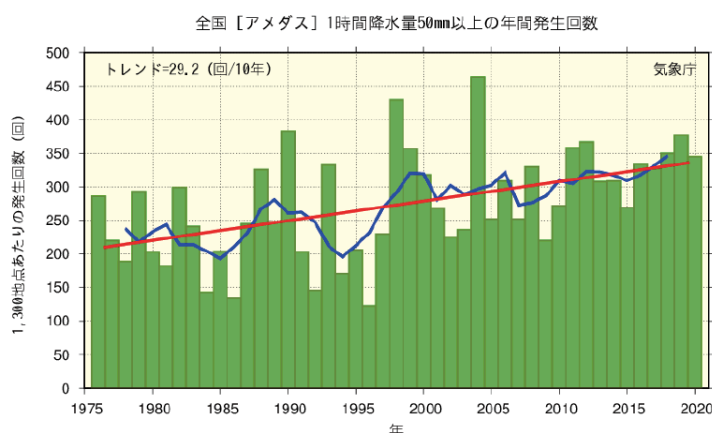
出典 気候変動適応情報プラットフォーム(A-PLAT)



出典 気候変動監視レポート2020年版
(2021年4月)

イ 極端な雨の降り方

全国の降雨量の年次推移には、あまり顕著な傾向がみられません。ただし、1時間降水量50mm以上の短時間強雨の年間発生回数は増加しています（80mm以上のデータも同様に増加）。つまり、短時間に集中して非常に激しく降る時があれば、全く降



出典 気候変動監視レポート2020年版
(2021年4月)

らない時もある、というように雨の降り方が極端化している傾向がみられます。

非常に強い雨が集中して降ると、洪水による被害が増えて、区民の健康のみならず命さえも危険な状況となります。

ウ 新型コロナウイルス

新型コロナウイルス感染症 COVID-19 の流行により、区民の生活スタイルは見直しを余儀なくされました。在宅勤務やオンライン授業への移行により、各家庭が排出するごみの量が増え、感染防止のために使用される使い捨てマスクや手袋といったプラスチックごみの増加等、新たな課題が生まれています。

(2) 関連計画の策定

ア 足立区一般廃棄物処理基本計画

2019(令和元)年に「第四次足立区一般廃棄物処理基本計画」を策定しました。

策定の背景として、廃棄物の発生抑制や資源化の推進、*温室効果ガス削減などの強化が求められるとともに、東日本大震災を教訓とした*災害廃棄物処理体制の構築や水銀含有廃棄物の適正処理についても喫緊の課題となっています。

また、環境負荷の少ない資源*循環型社会を構築することを基本理念として、まちの美化や*3Rの推進についても進めていく必要があり、清掃*リサイクル事業を取り巻く状況の変化や、それに伴う国・東京都の計画の改定、法整備等への対応が求められています。

ごみの発生を抑制し、環境負荷の少ない循環型社会を構築するには、とりわけ*リデュース「ごみを作り出さない」、*リユース「繰り返し使う」の実践が不可欠です。更にそのうえで、リサイクル「再資源化する」に取り組むなど、従来の生産・消費・廃棄の社会経済活動の転換と併せ、区民一人ひとりのライフスタイルそのものを見直すことで形成する持続可能な循環型社会こそが、区の目指す姿です。

イ 足立区災害廃棄物処理計画

2019(平成31)年3月に「足立区災害廃棄物処理計画」を策定しました。

策定の背景として、近年、東日本大震災をはじめとして全国各地で大規模地震や集中豪雨が多発しており、被害も激甚化しています。それらの災害に伴って発生する膨大な量の災害廃棄物は、ライフラインや交通の途絶など多大な影響を及ぼし、生活基盤の再建の妨げとなっています。

国は、東日本大震災で得られたさまざまな経験や知見を踏まえ、2014(平成26)年3月に「災害廃棄物対策指針」を策定(2018〔平成30〕年3月改定)し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部改正、廃棄物処理法の基本方針へ災害廃棄物対策事項を追加する等、地方公共団体における災害対応力強化のための取組みを進めています。

東京都においては、2017(平成29)年6月に「東京都災害廃棄物処理計画」を策定するとともに、計画の実効性を高めるため、マニュアルの策定に取り組んでいます。

「足立区災害廃棄物処理計画」は、上記関連指針・計画等と整合を図りつつ、「足立区地域防災計画」を補完するものとして災害時における区内の災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するための事項を定め、区民の生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止することを目的としています。

3 第三次足立区環境基本計画の進捗状況

第三次足立区環境基本計画は、環境の視点から目指す姿として「地球にやさしいひとのまち」を掲げ、5つの柱立てからなる施策を進めてきました。この進捗状況により、現状を明らかにします。

施策群	指標	単位	目標値	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
柱1 地球温暖化・エネルギー対策(足立区地球温暖化対策実行計画)								
1-1	省エネルギーを心がけている人の割合	%	70.0	51.3	52.6	45.8	50.3	46.4
1-2	区内の*再生可能エネルギーの導入容量(累計)	kW	36,000	33,818	35,031	36,600	38,017	39,280
1-3	熱中症で搬送される患者数【低減目標】	人	160	197	202	536	406	400
区内の年間CO ₂ 排出量【低減目標】 ※当該年度に判明した2年前の数値 ※足立区地球温暖化対策実行計画で定める削減目標		千t-CO ₂	1,970	2,427	2,287	2,187	2,202	2,146
<ul style="list-style-type: none"> 省エネルギーを心がけている人の割合は、減少傾向で推移しています。 区内の再生可能エネルギーの導入容量(累計)は、2018年度に目標値を達成し、その後も着実に増加しています。 熱中症で搬送される患者数は、気候変動による気温上昇の影響により増加傾向で推移しています。 区内の年間CO₂排出量は、減少傾向で推移しています。 								
柱2 *循環型社会の構築								
2-1	1人1日あたりの家庭ごみ排出量【低減目標】	g	470	549.9	539.9	531	533	547.2
2-2	資源化率	%	27.0	19.49	19.10	19.08	19.05	19.98
2-3	区内のごみ量【低減目標】	t	158,400	179,756	177,519	177,724	178,658	177,741
<ul style="list-style-type: none"> 1人1日あたりの家庭ごみ排出量は、2019年度までは減少傾向にありましたが、2020年度は増加しています。これは、新型コロナウイルス感染症の影響により、自宅で過ごす時間が増加したことによるものと考えられます。 資源化率は、横ばいで推移しています。 区内のごみ量は、概ね横ばいで推移しています。 								

※表中の太字は目標達成したもの

施策群	指標	単位	目標値	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
柱3 安全・安心で快適な暮らしの確保								
3-1	工場等に対する公害苦情相談件数【低減目標】	件	232	315	373	376	348	425
3-2	地域で自主的に美化活動をしている団体数	団体	400	254	319	375	384	396
<ul style="list-style-type: none"> 工場等に対する公害苦情相談件数は、増加傾向で推移しています。2020年度に苦情相談件数が増加した要因は、新型コロナウイルス感染症の影響により自宅で過ごす時間が増加したことによるものと考えられます。 地域で自主的に美化活動をしている団体数は、着実に増加しており、目標値の達成まであと4団体でした。 								
柱4 自然環境・生物多様性の保全(足立区生物多様性地域戦略)								
4-1	生物とふれあう事業の参加者数	人	330,600	307,651	338,463	342,673	313,590	28,813
4-2	区民参加型の生物調査の参加者数	人	200	40	40	198	152	135
4-3	樹木被覆地率	%	8.7	8.3	9.4	9.4	9.4	9.4
<ul style="list-style-type: none"> 生物とふれあう事業の参加者数及び区民参加型の生物調査の参加者数は、2018年度まで増加していましたが、2019年度以降は天候不良や新型コロナウイルス感染症の影響により減少しています。 樹木被覆地率は、2017年度に目標値を達成しました。 								
柱5 学びと行動のしくみづくり(足立区環境教育等行動計画)								
5-1	環境に配慮した製品を選んで使う人の割合	%	25.0	12.0	11.8	10.3	10.5	11.6
5-2	環境学習プログラムに参加し、修了した人の数(累計)	人	2,000	414	565	720	857	878
5-3	*エコ活動ネットワーク足立の登録団体が実施した自主的な環境保全活動数	回	250	—	7	162	146	139
<ul style="list-style-type: none"> 環境に配慮した製品を選んで使う人の割合は、横ばいで推移しています。 環境学習プログラムに参加し、修了した人の数(累計)は、着実に増加しています。 エコ活動ネットワーク足立の登録団体が実施した自主的な環境保全活動数は、2018年度をピークに減少傾向で推移しています。 								

※表中の太字は目標達成したもの

第3章 2050年CO₂排出実質ゼロへの道筋

1 足立区二酸化炭素排出実質ゼロ宣言

区と区議会は2021（令和3）年3月23日、足立区環境審議会の意見を踏まえ、気候が地域を超えた非常事態であるとの認識をすべての区民・事業者・団体などと共有し、国や他自治体、企業とも連携を図りつつ、オール足立で2050（令和32）年までにCO₂排出実質ゼロを目指すことを宣言しました。

（1）足立区二酸化炭素排出実質ゼロ宣言に至った経緯

世界

- ◆ これまでにない豪雨や熱波などの異常気象により、多大な被害がもたらされる「気候非常事態」に直面している
- ◆ 地球温暖化の影響により、毎年のように深刻な被害がもたらされている
- ◆ 2020年以降の地球温暖化対策の国際的な枠組みである「*パリ協定」が採択【2015年】
- ◆ *IPCCの特別報告書では、「気温上昇を2℃よりリスクの低い1.5℃に抑えるためには、2050年までに二酸化炭素の実質排出量をゼロにすることが必要」と報告【2018年】

国

- ◆ 2050年にカーボンニュートラルを目指すことを宣言【2020年10月】
- ◆ 地球温暖化対策推進本部において、2050年カーボンニュートラルに向けた取組みについて議論【2020年10月】

東京都

- ◆ U20東京メイヤーズ・サミットで、2050年にCO₂排出実質ゼロに貢献することを宣言【2019年5月】
- ◆ 「ゼロエミッション東京戦略」を策定【2019年12月】

足立区

- ◆ 足立区環境審議会において審議【2021年1月】
- ◆ 足立区議会において議案の審議【2021年2月】
- ◆ 足立区議会本会議にて、全会一致で可決【2021年3月】

足立区二酸化炭素排出実質ゼロ宣言

東京23区初となる足立区と足立区議会による共同宣言の表明
【2021年3月】

(2) 足立区二酸化炭素排出実質ゼロ宣言の内容



足立区二酸化炭素排出実質ゼロ宣言

世界は今、気候非常事態に直面しています。

これまでにない豪雨や干ばつ、熱波等の異常気象は、大規模な災害を引き起こし、生態系に異変をもたらすなど、人類を含む様々な生き物に対する脅威となっています。また、足立区においても、毎年、猛暑による熱中症で多くの方が搬送されるばかりか、2019年には、記録的雨量による河川氾濫のおそれから3万人以上の区民が避難するなど、私たちの生活に大きな影響を及ぼしています。

これらの異常気象の主な原因は、地球温暖化だと考えられています。人類の活動により、大量に排出してきた二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスが、地球の気温を上昇させてきたのです。

2015年、日本を含む世界の国々は、世界の平均気温上昇を抑えるための国際的な取り決めであるパリ協定に合意しました。その後、多くの国が温室効果ガスの排出量と吸収量のバランスをとり、大気中への二酸化炭素の排出を実質ゼロにする目標を掲げています。日本政府も、2050年までに排出を実質ゼロにする「カーボン・ニュートラル」を表明し、同様の動きは、自治体や企業にも広がっています。

地球温暖化は、決して他人事ではありません。これからの私たちの行動が地球の将来を決めるのです。豊かな川の流れや桜の花が咲き誇る「あだち」を、未来に引き継いでいくことが、今を生きる私たちの責任です。

足立区と足立区議会は、すべての区民・事業者・団体等と、気候が地域を超えた非常事態であるとの認識を共有し、国や他の自治体、企業とも連携を図り、オール足立で2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指すことを宣言します。

- 1 二酸化炭素を排出しないエネルギーを最大限に活用する社会への転換に貢献します。
- 2 貴重な資源を持続的に利用できる循環型システムの構築に貢献します。
- 3 これらの実現に向け、すべてのひとの積極的な行動を促します。

2021年3月23日

足立区長 近藤 弥生

足立区議会議長 鹿浜 昭



宣言式の様子

2 CO₂ 排出実質ゼロ実現に向けた取組み

2050（令和32）年のCO₂排出実質ゼロの実現に向けて、まずは「足立区二酸化炭素排出実質ゼロ宣言」の周知活動を強化し、さらに支援策の充実により、オール足立で脱炭素社会を実現するしくみを構築します。

また、国や東京都、他の自治体とは、補助金の活用や森林保全によるCO₂吸収などさまざまな形で連携していきます。特に東京都との連携については、実施する多様な事業者向けの支援メニューを区内事業者に案内し、活用につなげるなど、相互に補完し合う形で効果的に取組みを進めていきます。

実現に向けた取組み

家庭

- 住宅の省エネルギー化
- 高効率な省エネルギー機器の普及
- *HEMS・*スマートメーター・スマートホームデバイスの導入や省エネルギー情報提供を通じた徹底的なエネルギー管理の実施
- 脱炭素型ライフスタイルへの転換支援
- 機器の買い替え促進

産業・業務

- 建築物の省エネルギー化
- 高効率な省エネルギー機器の普及
- トップランナー制度等による機器の省エネルギー性能向上
- *BEMSの活用、省エネルギー診断等による徹底的なエネルギー管理の実施
- *クールビズ・*ウォームビズの促進

運輸

- 次世代自動車の普及
- 燃費改善
- 環境に配慮した自動車使用等の促進
- 公共交通機関及び自転車の利用促進
- *エコドライブの促進
- *カーシェアリングの促進

廃棄物

- プラスチック製容器包装の分別収集
- バイオマスプラスチック類の普及
- 第四次足立区一般廃棄物処理基本計画の推進

エネルギー

- *再生可能エネルギーの最大限の導入
- 再生可能エネルギー電力の購入促進

フロン

- *ノンフロン機器への転換の加速、使用時の漏えい防止のための機器管理の徹底、機器廃棄時の放出防止へ向けた取組みの推進など

吸収源

- 都市緑化等の推進
- 木材利用の推進
- 友好都市の適正な森林維持の支援

区施設

- 建築物の省エネルギー化
- 高効率な省エネルギー機器の導入
- 次世代自動車の導入
- 電力*排出係数が低い電力事業者への契約の見直し
- 木材利用の推進

3 2030年度CO₂削減目標

今後の取組みにより、2018（平成30）年度の実績から2030（令和12）年度に削減が見込まれるCO₂排出量は以下の通りです。

2018年度のCO ₂ 排出実績から2030年度に削減が見込まれる量			
家庭 105 (千t-CO ₂)	産業・業務 87 (千t-CO ₂)	運輸 111 (千t-CO ₂)	廃棄物 20 (千t-CO ₂)
エネルギー 611 (千t-CO ₂)	フロン 129 (千t-CO ₂)	吸収源 4 (千t-CO ₂)	区施設 14 (千t-CO ₂)

2030（令和12）年度のCO₂削減目標を以下のとおりとします。

削減目標

2013（平成25）年度比 **46%以上** 削減
さらに **50%** の高みを目指します。

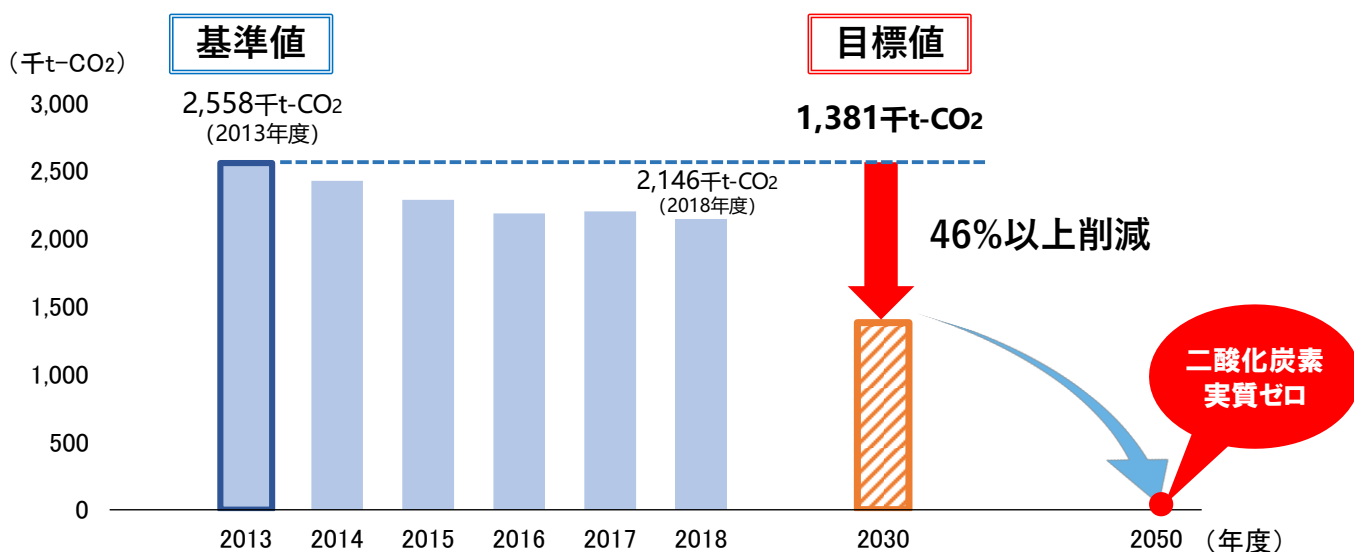


図 CO₂排出量の推移と目標

4 CO₂ 排出実質ゼロを実現した社会の姿



図 2050 年のイメージ

各部門のCO₂排出実質ゼロ実現のイメージ

家庭

- ◆ 住宅に自家消費型の太陽光発電が設置され、蓄電池や給湯器を使って晴天の日は夜間も含めて昼発電した*再生可能エネルギー電気を使います。
- ◆ 住宅のゼロ・エネルギー・ハウス (*ZEH) 化やゼロ・エネルギー・ハウス・マンション (ZEH-M) 化、断熱性等の向上により、健康で快適な住まいが実現しています。
- ◆ 省エネ家電が使われ、*センシングや*IoT技術でデータが集められ、AIから最適なライフスタイルの提案が受けられます。

産業・業務

- ◆ 建物に自家消費型の太陽光発電が設置され、建物内の電力を賄います。
- ◆ 建物ではゼロ・エネルギー・ビル (*ZEB) 化や断熱改修が実施され、省エネ設備やコージェネレーションが採用されることで、光熱費を削減し、平時は夜間電気も含めて再生可能エネルギーが使われます。

運輸

- ◆ ゼロ・エミッション・ビークル (*ZEV) が普及し、環境配慮型のマルチエネルギーステーションが社会インフラとして定着しています。
- ◆ CO₂排出の少ない多様な輸送システムがMaaS*で組み合わせられ、シームレスでワンストップな移動手段を享受できます。

* MaaS (モビリティ・アズ・ア・サービス) …さまざまな交通手段や運営事業者を一つのサービス上に統合し、より便利な移動を実現するしくみ

* DX (デジタルトランスフォーメーション) …「ITの浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させる」という概念

廃棄物

- ◆ 人手に頼らない処理システムと多様な*3Rルートにより、レジリエントな廃棄物処理システムが実現しています。
- ◆ 量り売り、シェアリング、*リユース容器などの「2Rビジネス」が主流化しています。
- ◆ *食品ロスの発生抑制を基調とした持続可能な*循環型社会を実現しています。
- ◆ 多様かつ効率的な回収・輸送ルートと新たな技術により、水平*リサイクルが実現しています。

エネルギー

- ◆ 電力需給はデジタル技術で管理され、余った電気は地域間で融通させます。また、太陽熱やバイオ燃料等のカーボンニュートラルな熱や燃料が使われています。

フロン

- ◆ *ノンフロンのエアコンや冷凍冷蔵庫等が普及しています。

吸収源

- ◆ 公園や緑地が整備され、緑豊かな暮らしやすい街並みになっています。

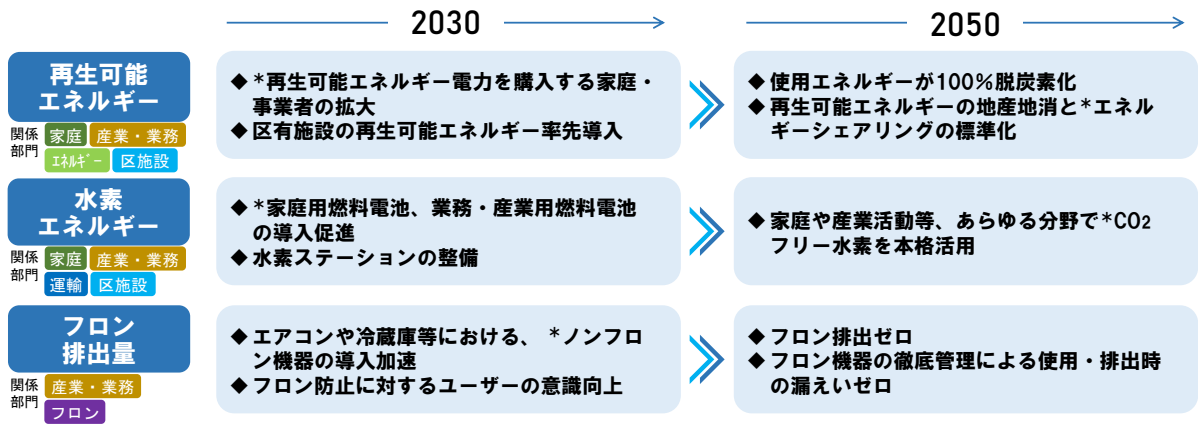
区施設

- ◆ 区施設では敷地に自家消費型の太陽光発電設備が設置されており、電力を賄います。
- ◆ DX*によるサテライトオフィス化が図られており、ICT環境が充実した地域コミュニティの拠点としても機能しています。

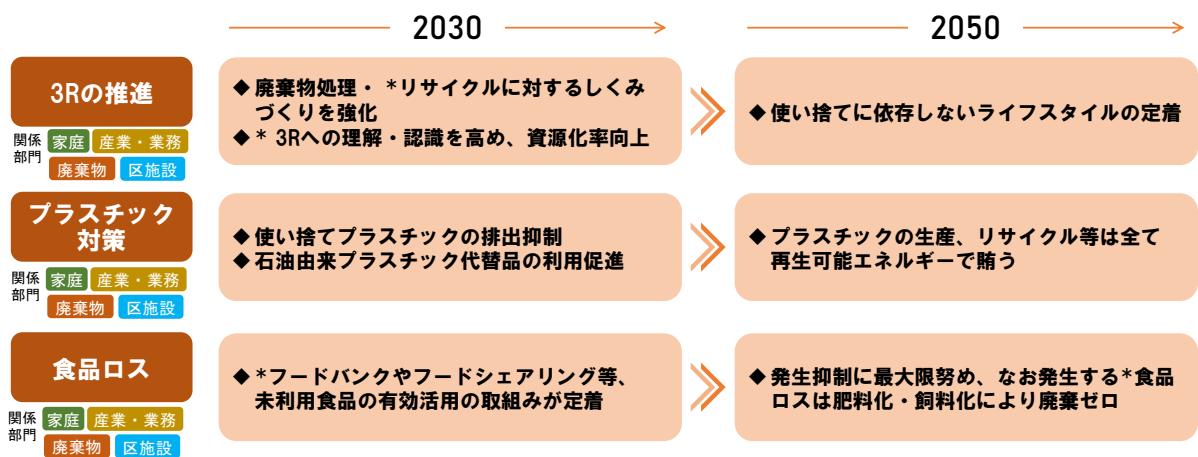
出典 「地域脱炭素ロードマップ(2021年6月)」(国・地方脱炭素実現会議)、
「ゼロエミッション東京戦略 2020 Update & Report(2021年3月)」(東京都)を基に作成

足立区は3つの決意のもと、CO₂ 排出実質ゼロを実現します。

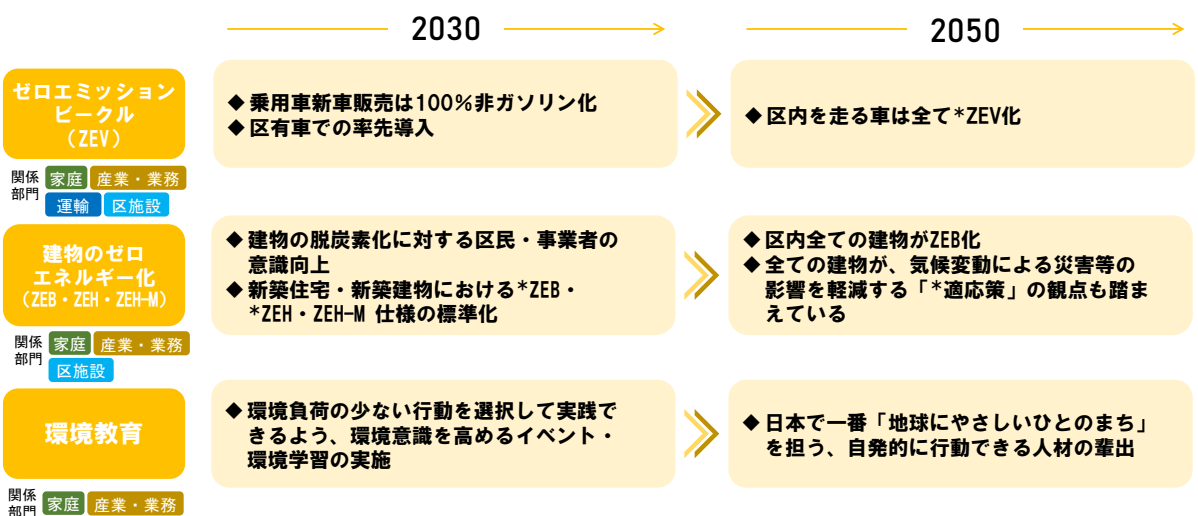
二酸化炭素を排出しないエネルギーを最大限に活用する社会への転換に貢献



貴重な資源を持続的に利用できる循環型システムの構築に貢献



これらの実現に向け、すべてのひとの積極的な行動を促す



第4章 計画の体系

1 足立区基本構想における将来像

足立区基本構想において、足立区に暮らす人々が「このまちで暮らせて良かった」と心から想い、真の豊かさを実感することができるように、目標とする足立区の将来像（以下、「区の将来像」といいます。）を掲げています。

**協創力をつくる
活力にあふれ 進化し続ける
ひと・まち 足立**

今後、足立区が直面する課題や変化を克服するためには、人口減少、少子・超高齢社会を支えるための「活力の維持・確保」とともに、変化に柔軟に対応できる「進化」が求められています。そのためには、これまで進めてきた「協働」を更に深化、発展させ、区民と行政が変化する状況とともに挑み、解決していくしくみも必要です。

協働を発展させ、多様な主体が互いの個性や価値観を認めあい、ゆるやかにつながり支え合うしくみである「協創」を進めることで、それぞれの想いや力が重なり合いまちを創る力「協創力」が生まれ、更に協創力が「活力」と「進化」を相乗作用で生み出すことにより、区の将来像の実現につながっていきます。また、このような区の将来像を実現するためには、将来にわたって環境が保全された持続可能なまちであることが求められるため、本計画における取組みが区の将来像の実現を支える基盤にもなります。

2 環境の視点から目指す姿

本計画において、「環境の視点から目指す姿」を定めます。

これは、上位計画である基本構想の区の将来像を踏まえたものとしますが、環境の保全は区の将来像の実現を支える基盤でもあるため、両者は相互に深く関わるものです。

足立区は、住宅都市でもあり、中小事業者の多いまちでもあります。日々の暮らしや経済活動によって、環境負荷を生み出しています。一方で、人口が多いことは、一人ひとりの環境保全への取組みが大きな力となる可能性を秘めていることも示しています。一人ひとりが未来の地球を想い、つながり、そして行動することで、「地球にやさしいひと」になります。多くの「地球にやさしいひと」の力を結集し、日本で一番「地球にやさしいひとのまち」を目指します。

足立区基本構想の目指す将来像

協創力でつくる 活力にあふれ進化し続ける ひと・まち 足立

環境の視点から目指す姿

基本方針 地球にやさしい ひと のまち

かけがえのない地球環境を守るため、
すべての ひと が自ら学び考え、実践するまち

足立区で暮らし、働き、活動するすべての「ひと」が、環境について学び、自ら率先して環境負荷の少ない行動を選択して実践します。

この一つひとつの行動がつながり、区内全体に広がり、将来にわたって環境負荷の少ない快適で持続可能なまち。

そんな、日本で一番「地球にやさしい ひと のまち」を目指します。

※「ひと」には、区民だけでなく、区内在勤・在学者、事業者・団体・*NPO など区に関わるあらゆる主体を含みます

目指す姿を実現するために、本計画では4つの視点を定めました。この視点を踏まえて、5つの柱の施策に取り組み、「地球にやさしいひとのまち」を実現していきます。なお、5つの柱のうち、「学びと行動のしくみづくり」は、他の柱の施策や取組みのベースとなる分野横断的な柱に位置づけます。

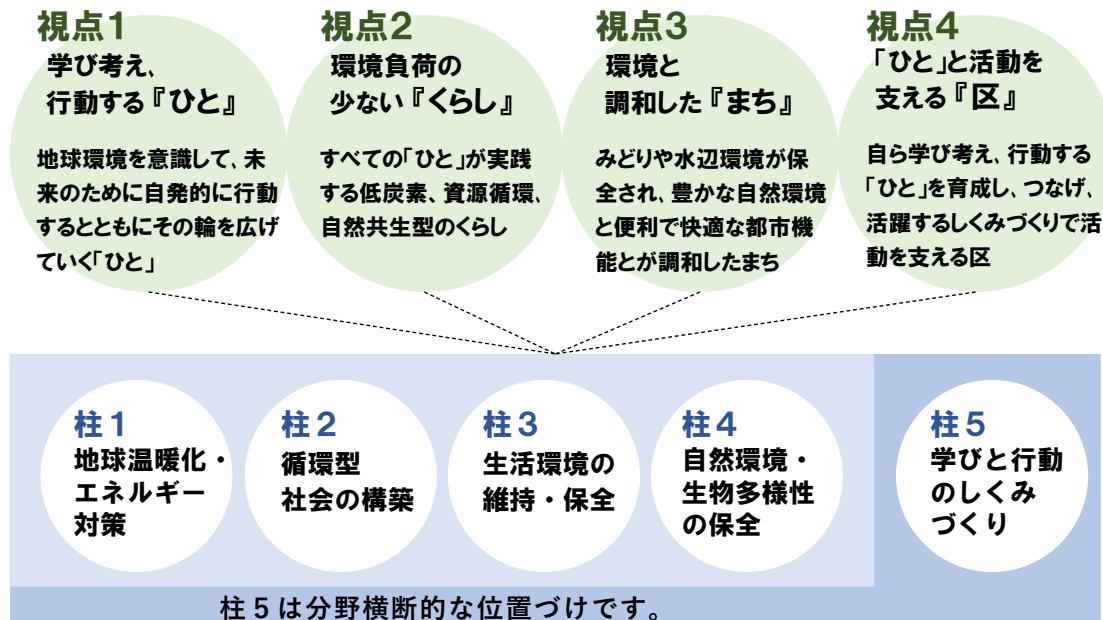



図 4つの視点と5つの柱


5つの柱には、4つの視点の考え方を含んだ施策・取組みがそれぞれ定められています。各柱の詳細な内容は、第5章（28～84ページ）をご覧ください。


3 計画の基本体系





施策群ごとの目標	施策	本計画に含まれる計画
----------	----	------------

	<p>エネルギーを効率的に使うことで、二酸化炭素の排出を減らす</p> <p>再生可能エネルギーの利用を拡大し、二酸化炭素の排出を減らす</p> <p>二酸化炭素吸収量を増やすことで実質ゼロにつなげる</p> <p>暑熱、気象災害の被害を少なくする</p>	<p>① 身近な省エネ行動の促進 ② 高効率な設備・機器への更新 ③ 建物の省エネ性能の向上 ④ 低炭素な交通手段への転換</p> <p>① 太陽エネルギーの利用促進 ② 再生可能エネルギー・低炭素エネルギーの利用拡大</p> <p>① CO₂吸収量を増やす取組みの推進</p> <p>① 自然災害対策の推進 ② 健康被害対策の推進 ③ 気候変動の影響等の情報収集と影響への対応の啓発</p>	<p>足立区地球温暖化対策実行計画</p> <p>足立区気候変動適応計画</p>
--	--	---	--

	<p>廃棄物の量を減らす</p> <p>分別ルールに基づき排出された廃棄物を効率的に収集し、処理する</p> <p>事業者との連携により、廃棄物の資源化を進める</p>	<p>① 日常的なごみ減量行動の促進 ② 資源ロスの削減 ③ 身近なリユースを促すしくみづくり</p> <p>① 排出ルールの周知徹底とごみ集積所の美化 ④ 災害廃棄物の対策強化 ② 事業系廃棄物の処理責任の徹底と適正処理の向上 ③ 社会状況の変化に即した適正処理のしくみづくり</p> <p>① 資源化品目の拡充とリサイクルを促すしくみづくり ② 水の循環の推進</p>	<p>足立区食品ロス削減推進計画</p> <p>足立区プラスチックごみ削減方針</p>
--	--	--	---

	<p>法令に基づく指導、対策と苦情への対応により、生活環境を維持・改善する</p> <p>地域の美化活動や不法投棄・ごみ屋敷対策により、きれいなまちをつくる</p>	<p>① 工場、事業場等への公害規制指導 ② 大気、水質、騒音等の定期的な調査 ③ 公害苦情の相談への対応</p> <p>① 安全、快適を実現する計画的なまちづくりの推進 ② 美しいまちの創出と維持 ③ 土地・建物の適正な管理の推進</p>	
--	--	--	--

	<p>自然や生物とのふれあいを通じて、生物多様性の大切さを理解する</p> <p>身近な自然環境を守り、増やす</p>	<p>① 自然や生物への関心を高める取組みの推進 ② 自然体験や生物とふれあう機会の充実 ③ 生物多様性に対する理解の促進 ④ 区内の身近な生物の調査と生息環境の保全</p> <p>① 緑地、樹木、農地等の自然環境の保全 ② 生物多様性を考慮した緑化や公園等の整備と維持管理</p>	<p>足立区生物多様性地域戦略</p>
--	---	---	---------------------

	<p>高い環境意識を持って行動する人を増やす</p> <p>環境配慮行動に取り組む人を増やし、活動を広げていく</p>	<p>① 環境に関する情報、環境配慮行動の発信 ② 環境への意識を高める場や機会の提供 ③ 幼児向け環境教育の推進と体験の機会の提供 ④ 小中学生向け環境学習の推進 ⑤ 大人向け環境学習の推進と人材の育成</p> <p>① 環境に配慮した行動を促すしくみづくり ② 環境保全活動のネットワークづくり</p>	<p>足立区環境教育等行動計画</p>
--	---	---	---------------------

第5章 各柱の施策

各施策群の見方

【施策群・目標】
柱ごとに施策群を設け、更に目標を設定しています。

【関連計画】
含まれる計画名を記載しています。

【成果指標】
目標の達成状況を数値で把握します。

【活動指標】
成果指標につながる活動や取り組み状況等を把握します。

【コラム】
わかりにくい言葉や内容について、コラムとして写真や図を掲載し、説明を加えています。

施策群 1-1 エネルギーの効率的な利用

足立区地球温暖化対策実行計画

地球温暖化による気候変動の影響により、毎年のように深刻な被害もたらされている中、区では2050（令和32）年のCO₂排出実質ゼロを目指しています。限りあるエネルギーを効率的に使い、区民・事業者・団体等と連携を図り、オール足立でCO₂排出量を減らすことは、将来世代に持続可能な社会をバトンタッチしていくためにも欠かせない取り組みです。

区民、事業者等に対し、省エネをわかりやすく啓発し、日々の身近な行動を促すソフト面の対策とともに、機器・設備の更新や建物の省エネ性能向上など、ハード面の対策にも取り組むことで、区内のエネルギー使用量の減少を促進します。

目 標

- エネルギーを効率的に使うことで、二酸化炭素の排出を減らす

成果指標と活動指標

成果指標	現状値(2018年度)	目標値(2024年度)	目標値(2030年度)
	■ 区内のエネルギー使用量【低減目標】	(直近の実績) 23,175TJ*	18,679TJ (2013年度比▲30%)

活動指標	現状値(2020年度)	目標値(2024年度)	目標値(2030年度)	
	■ 助成制度による省エネ支援件数			
	新規設定により実績なし	410件	410件	
■ 省エネルギーを心がけている区民の割合				
	46.4%	70%	75%	

※ TJ(テラジュール)…テラは10の12乗のことで、ジュールは熱量単位

コラム▶ 家庭におけるエネルギー使用量

エネルギーの単位として、電気は「kWh(キロワットアワー)」、ガスは「m³(立方メートル)」などが使われています。エネルギー消費量を計算する際は、それぞれの単位を揃えて、わかりやすくするために「J(ジュール)」が使われています。関東甲信地方での世帯当たり年間エネルギー消費量は、2017(平成29)年度で「約0.03TJ(テラジュール)」となっていますので、2018(平成30)年度の「23,175TJ」から2030(令和12)年度の目標値である「14,409TJ」を達成するためには、約28万世帯分に相当するエネルギー消費量の削減が必要です。

※ 環境省のホームページ「2017年度の家庭のエネルギー事情を知る」を基に作成

【施策と具体的な取組み】

計画期間内に取り組む主な施策を、項目ごとに一覧で表示しています。

施策と具体的な取組み

① 身近な省エネ行動の促進

- CO₂排出実質ゼロに向けた区民・事業者の行動変容を促す情報発信
- 事業者の省エネ行動の拡大
- 大学等と連携した若年層向けの取組み
- *クールビズ・*ウォームビズの実施徹底など区民への啓発
- *A-メールやクックパッド「東京あだち食堂」等を通じた旬の食べ物や食材の地産地消の啓発

② 高効率な設備・機器への更新

- 省エネルギーにつながる高効率で環境に配慮した設備・機器の情報提供・普及促進
- 効果的な補助制度と継続的な普及のしくみの検討
- 区施設の設備・機器の計画的な更新
- 事業者のフロン排出防止策に向けた事業者への普及・啓発

③ 建物の省エネ性能の向上

- 新築建物の省エネ・創エネ性能向上による*ZEB化の誘導と促進
- 遮熱塗装や*二重窓の導入支援による断熱性の向上
- *HEMSの導入支援による建物の省エネ対策の促進
- 住宅の*省エネ性能表示制度のPR
- 新築、改築する区施設のZEB化の推進
- *地域エネルギーマネジメントシステム構築の可能性の検討

④ 低炭素な交通手段への転換

- 公共交通機関・自転車を優先的に利用した移動の促進
- *エコドライブの啓発
- *ZEVへの買い替え促進
- 自転車ナビマークの整備やシェアサイクルの普及促進による自転車利用の環境整備
- 区公用車両のZEV化

施策群と関連するSDGsの目標（ターゲット）

	7.3 エネルギー効率の改善率を増やす		9.4 資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大により持続可能性を向上させる
---	---------------------	---	---

【施策群と関連するSDGsの目標（ターゲット）】

関連する施策群に、特に関係が深いSDGsの169のターゲットを記載しています。

※ 環境省「すべての企業が持続的に発展するためにー持続可能な開発目標（SDGs）活用ガイドー資料編〔第2版〕」を参考に作成

柱1 地球温暖化・エネルギー対策

■足立区地球温暖化対策実行計画

■足立区気候変動適応計画



目標

**エネルギーを賢く使うとともに、
気候変動に適応できるまちをつくる**

現状と課題

1 エネルギー使用量とCO₂排出量

2018（平成 30）年度の区内のエネルギー使用量を部門別にみると、家庭部門が39.5%と最も多く、次いで運輸部門が29.6%、オフィスや商業施設などの業務部門が21.4%と続きます。

CO₂排出量では、家庭部門が38.7%と最も多く、次いで業務部門が24.3%、運輸部門が23.2%となっており、東京都全体の部門別割合と比較すると、足立区は家庭部門及び運輸部門の割合が大きいという特徴があります。

また、CO₂排出量は2,146千t-CO₂、2013（平成 25）年度比で16.1%（412千t-CO₂）減少しており、全体的には微減傾向で推移しています。

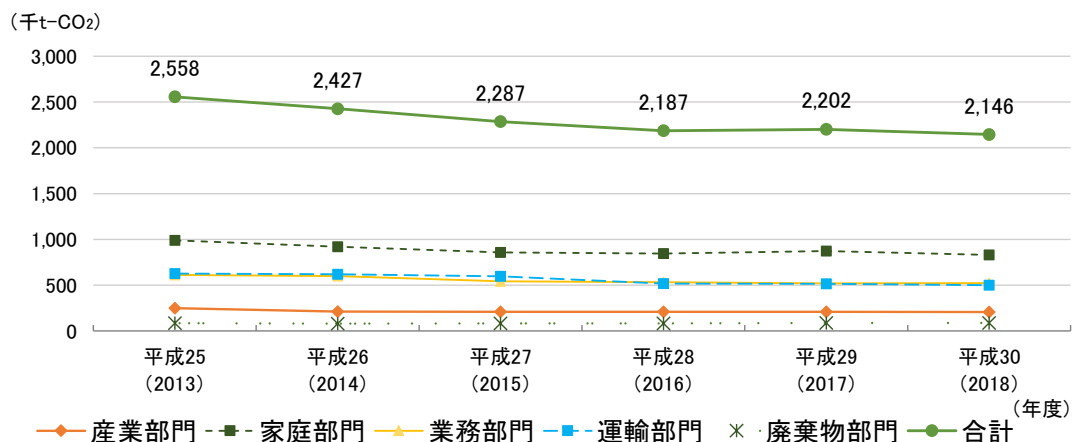


図 足立区のCO₂排出量の推移
出典 オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」を基に作成

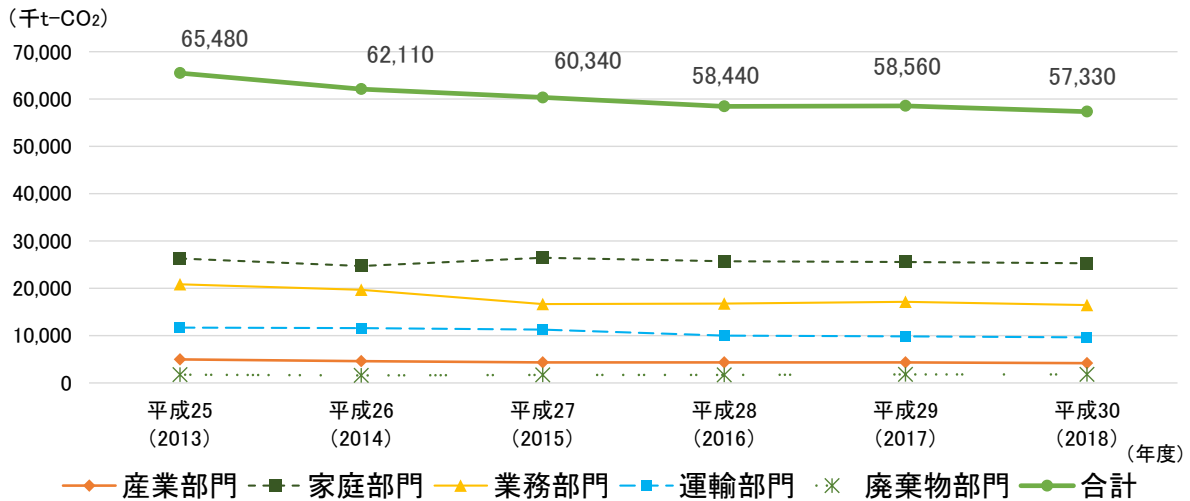


図 東京都のCO₂排出量の推移

出典 東京都環境局「都における最終エネルギー消費及び温室効果ガス排出量総合調査」を基に作成

区内のエネルギー使用量及びCO₂排出量は、家庭部門と運輸部門の占める割合が大きいという特徴があるため、家庭部門からの排出量の削減に向けて、より一層、区民の理解と協力を得る取組みを推進することが必要です。また、自動車からの排出量の削減に向けても、対策を強化する必要があります。

2 再生可能エネルギーの活用

太陽光発電システム設置費補助金などによる支援を推進しており、2020（令和2）年度の補助件数は183件、前年度より41件の増加となりました。また、足立区全体の太陽光発電システム導入容量は、2021（令和3）年3月の時点で30,806kW、23区中第3位となっています。

公共施設をはじめ、民間施設や住宅においても、CO₂を排出しない*再生可能エネルギーの活用をより一層拡大していくことが必要です。

3 CO₂吸収量

区では、認証を受けた森林吸収系のオフセット・クレジットを友好都市等から調達し、*カーボン・オフセットを実施しています。2020（令和2）年度は、足立清掃事務所の電力使用に伴うCO₂排出量225tのうち、210t（約93%）のカーボン・オフセットを実施しました。

区や区民による緑化、友好都市との連携による森林整備等により吸収量を見える化することで区民の関心と協力を得て、CO₂吸収量をより一層拡大していくことが必要です。



整備された森林(魚沼市)

4 特定フロン・代替フロンによる環境への影響

特定フロンを構成する物質の多くは、本来自然界には存在せず、工業的に生産されたものであり、高い温室効果を持つとともに*オゾン層を破壊する原因物質となっています。そしてオゾン層保護のため、特定フロンを代替するために開発された代替フロンへの転換が実施されましたが、代替フロンも高い温室効果を持っていました。フロンが地球を暖める効果は、CO₂の数十倍から1万倍以上もあり強力です。

特定フロン及び代替フロンは、冷蔵庫やエアコン等の冷媒に使われており、適切な処理や点検が行われない場合、私たちの身近なところからも発生してしまいます。足立区における、代替フロンであるハイドロフルオロカーボン類の、2018(平成30)年度の排出量割合は、業務用冷凍空調機器が49.9%と最も多く、次いで家庭用エアコンが34.0%、断熱材等として使用されている発泡プラスチックが9.3%となっています。

また、2018(平成30)年度の排出量は157.5千t-CO₂、2013(平成25)年度比で63.0%(60.9千t-CO₂)増加しています。

フロン排出抑制法や家電リサイクル法、自動車リサイクル法に基づき、廃棄機器から適切に冷媒回収を実施すること、また*ノンフロンの機器を選ぶことが大切です。

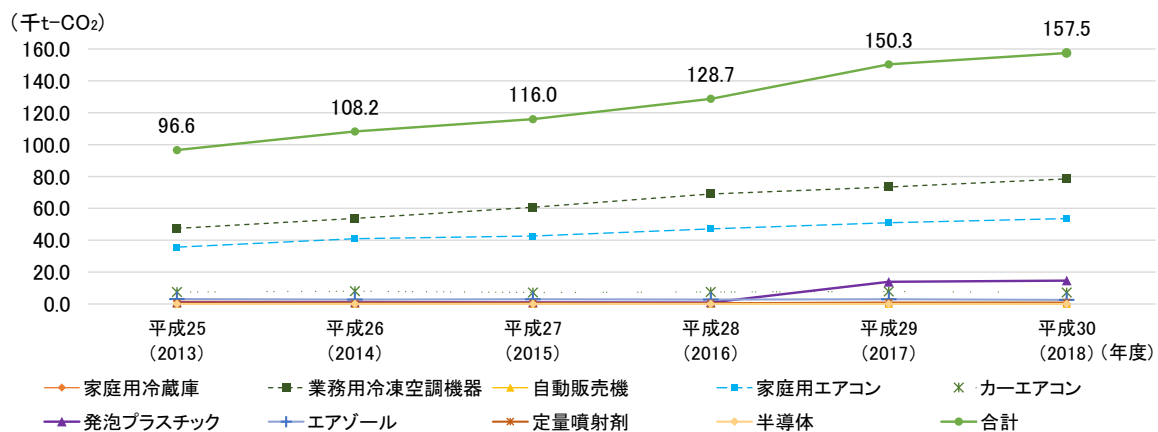


図 代替フロン(ハイドロフルオロカーボン類)排出量推移

出典 オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」を基に作成

5 気候変動による影響・被害

*温室効果ガスの濃度は上昇傾向にあり、地球温暖化が進んでいます。その影響により、すでに各地で夏の暑さや、極端な気象現象の増加などの影響が現れ始めています。

特に都市部では、*ヒートアイランド現象も加わり、猛暑日や熱帯夜が増加傾向にあります。2020（令和2）年度に熱中症で搬送された患者数は区内で400人です。亡くなられた方は17人で、うち65歳以上の方が12人となっています。

また、「*ゲリラ豪雨」と呼ばれる現象も増加しており、都市型の水害などのリスクも増えています。

今後も猛暑日や熱帯夜が増え、台風や集中豪雨による被害が増加していくことが予想されます。区民の生命と財産を守るためには、気候変動による被害に備える対策と、区民への周知・啓発の推進が喫緊の課題であると言えます。

柱1における「成果指標」と「活動指標」について

柱1「施策群1-1」、「施策群1-2」、「施策群1-3」に記載の「成果指標」と「活動指標」の目標値は、本計画の目標年度である「2024（令和6）年度」の目標値に加え、前述の各施策群に位置づけられている「足立区地球温暖化対策実行計画」の目標年度である「2030（令和12）年度」の目標値を併せて記載しています。

また、2030（令和12）年度の目標値の設定は、「足立区二酸化炭素排出実質ゼロ宣言」達成に向けての中期目標としても設定しています。

■ 環境基本計画に含む計画等

柱1は、足立区地球温暖化対策実行計画及び足立区気候変動適応計画を兼ねるものです。

足立区地球温暖化対策実行計画	
目標年度	2030（令和12）年度
目標	区内の年間CO ₂ 排出量を2030（令和12）年度までに、2013（平成25）年度比で46%以上削減、さらなる高みとして50%削減を目指す
長期目標	2050（令和32）年のCO ₂ 排出量の実質ゼロを目指す
該当する施策	柱1「地球温暖化・エネルギー対策」の施策群1-1、1-2、1-3の施策が該当します

足立区気候変動適応計画*	
目標年度	2024（令和6）年度
目標	暑熱、気象災害の被害を少なくする
該当する施策	柱1「地球温暖化・エネルギー対策」の施策群1-4の施策が該当します

※ 新たに策定し、位置付けた計画

地球温暖化による気候変動の影響により、毎年のように深刻な被害がもたらされている中、区では 2050（令和 32）年の CO₂ 排出実質ゼロを目指しています。

限りあるエネルギーを効率的に使い、区民・事業者・団体等と連携を図り、オール足立で CO₂ 排出量を減らすことは、将来世代に持続可能な社会をバトンタッチしていくためにも欠かせない取り組みです。

区民、事業者等に対し、省エネをわかりやすく啓発し、日々の身近な行動を促すソフト面の対策とともに、機器・設備の更新や建物の省エネ性能向上など、ハード面の対策にも取り組むことで、区内のエネルギー使用量の減少を促進します。

目 標

- エネルギーを効率的に使うことで、二酸化炭素の排出を減らす

成果指標と活動指標

成 果 指 標	現状値(2018 年度)	目標値(2024 年度)	目標値(2030 年度)
	■ 区内のエネルギー使用量【低減目標】	23,175TJ* (直近の実績)	18,679TJ (2013 年度比▲30%)

活 動 指 標	現状値(2020 年度)	目標値(2024 年度)	目標値(2030 年度)	
	■ 助成制度による省エネ支援件数			
	新規指標のため 実績なし	410 件	410 件	
■ 省エネルギーを心がけている区民の割合				
	46.4%	70%	75%	

※ TJ(テラジュール)…テラは 10 の 12 乗のことで、ジュールは熱量単位

コラム▶ 家庭におけるエネルギー使用量

エネルギーの単位として、電気は「kWh (キロワットアワー)」、ガスは「m³ (立方メートル)」などが使われています。エネルギー消費量を計算する際は、それぞれの単位を揃えて、わかりやすくするために「J (ジュール)」が使われています。関東甲信地方での世帯当たり年間エネルギー消費量は、2017 (平成 29) 年度で「約 0.03TJ (テラジュール)」となっていますので、2018(平成 30)年度の「23,175TJ」から 2030(令和 12)年度の目標値である「14,409TJ」を達成するためには、約 28 万世帯分に相当するエネルギー消費量の削減が必要です。

※ 環境省のホームページ「2017 年度の家庭のエネルギー事情を知る」を基に作成

施策と具体的な取組み

① 身近な省エネ行動の促進

- CO₂ 排出実質ゼロに向けた区民・事業者の行動変容を促す情報発信
- 事業者の省エネ行動の拡大
- 大学等と連携した若年層向けの取組み
- *クールビズ・*ウォームビズの実施徹底など区民への啓発
- *A-メールやクックパッド「東京あだち食堂」等を通じた旬の食べ物や食材の地産地消の啓発

② 高効率な設備・機器への更新

- 省エネルギーにつながる高効率で環境に配慮した設備・機器の情報提供・普及促進
- 効果的な補助制度と継続的な普及のしくみの検討
- 区施設の設備・機器の計画的な更新
- フロン排出抑制に向けた事業者への啓発

③ 建物の省エネ性能の向上

- 新築建物の省エネ・創エネ性能向上による*ZEB 化の誘導と促進
- 遮熱塗装や*二重窓の導入支援による断熱性の向上
- *HEMS の導入支援による建物の省エネ対策の促進
- 住宅の*省エネ性能表示制度の PR
- 新築、改築する区施設の ZEB 化の推進
- *地域エネルギーマネジメントシステム構築の可能性の検討

④ 低炭素な交通手段への転換

- 公共交通機関・自転車を優先的に利用した移動の促進
- *エコドライブの啓発
- *ZEV への買い替え促進
- 自転車ナビマークの整備やシェアサイクルの普及促進による自転車利用の環境整備
- 区公用車両の ZEV 化

施策群と関連する SDGs の目標（ターゲット）

 <p>7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに</p>	7.3 エネルギー効率の改善率を増やす	 <p>9 産業と雇用創出 イノベーションを促す</p>	9.4 資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大により持続可能性を向上させる
--	---------------------	---	---

太陽・水・風・地熱などの*再生可能エネルギーの利用拡大は、*化石燃料の利用を減らし、CO₂の排出削減につながります。再生可能エネルギーの中で最も利用しやすい太陽エネルギーについて、区施設への率先した設備の導入や、区民、事業者等への導入支援を進め、区内で創出する再生可能エネルギーを増やします。

併せて、CO₂を排出しない、又は石油よりもCO₂排出量が少ない天然ガス等の*低炭素エネルギー源に関する情報収集を進め、導入の可能性を検討します。

目 標

- 再生可能エネルギーの利用を拡大し、二酸化炭素の排出を減らす

成果指標と活動指標

成 果 指 標	現状値(2020年度)	目標値(2024年度)	目標値(2030年度)
	■ 再生可能エネルギーの導入による二酸化炭素排出削減効果量	19,000t-CO ₂	22,000t-CO ₂
活 動 指 標	現状値(2020年度)	目標値(2024年度)	目標値(2030年度)
	■ 区の助成による年間の太陽光発電の導入量		
	827kW	850kW	1,000kW
■ 再生可能エネルギーの導入量(累計)			
39,280kW	45,000kW	61,468kW	

コラム▶ 太陽光発電システム設置によるCO₂の削減

戸建て住宅1軒が太陽光発電システムを導入すると、年間約3,000kWhの発電が見込まれ、約2tのCO₂の削減に相当します。戸建住宅のみに導入すると仮定した場合、2030(令和12)年度の目標値である「CO₂排出削減効果量 29,000t-CO₂」の実現には、約1.4万軒分の設置が必要であると言えます。2020(令和2)年度の現状値が約0.9万軒分(19,000t-CO₂)であることから、目標値の達成には新たに約0.5万軒分の設置が必要です。

施策と具体的な取組み

① 太陽エネルギーの利用促進

- 太陽光発電、蓄電池、太陽熱利用システムの導入支援
- *あだち・そらとつながるプロジェクトの活用
- 区施設における太陽エネルギー利用機器の率先導入
- 住宅や事業所の新築・改築時の太陽エネルギー導入を促進するしくみの検討

② 再生可能エネルギー・低炭素エネルギーの利用拡大

- 家庭や小規模事業者向けに*再生可能エネルギー比率の高い電力の導入支援
- 再生可能エネルギーの自家消費や地域での共有による地産地消の促進
- 区施設への再生可能エネルギー比率の高い電力契約の促進及び多様な*低炭素エネルギーの導入に向けた検討
- 電力会社別の CO₂* 排出係数など、低炭素なエネルギーを選択するための情報提供
- 技術の動向や先進事例等に関する情報収集
- 再生可能エネルギーの都市間連携の検討
- 東京都の動向を踏まえた*水素エネルギー活用の検討

施策群と関連する SDGs の目標（ターゲット）

	<p>7.2 再生可能エネルギーの割合を増やす</p> <p>7.3 エネルギー効率の改善率を増やす</p>		<p>13.1 気候関連災害や自然災害に対する強靱性と適応能力を強化する</p> <p>13.2 気候変動対策を政策、戦略及び計画に盛り込む</p> <p>13.3 気候変動対策に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する</p>
---	--	---	--



区施設に設置されている太陽光パネル
(左:千寿小学校 右:大谷田谷中住区センター)

緑は、CO₂を吸収するとともに、*ヒートアイランド現象の*緩和、災害時に発生する火災の延焼防止、更には、私たちの生活にうるおいとやすらぎを与えてくれます。

区内の限られた緑を保全していくとともに、まちなかの緑化の推進を図りつつ、他の地域と連携しながら、木材の利用や森林吸収系の*カーボン・オフセットを活用し、CO₂吸収量を増やす取組みを進めます。

目 標

- 二酸化炭素吸収量を増やすことで実質ゼロにつなげる

成果指標と活動指標

成 果 指 標	現状値(2020年度)	目標値(2024年度)	目標値(2030年度)
	■ 区内の二酸化炭素吸収量		
	3,744t-CO ₂	3,900t-CO ₂	4,000t-CO ₂

活 動 指 標	現状値	目標値(2024年度)	目標値(2030年度)	
	■ 樹木被覆地率 [※]			
	9.4% (2017年度)	9.8%	10.2%	
■ 緑化活動に実際に参加した区民の割合				
13.5% (2020年度)	17.4%	18.9%		

※ 緑の実態調査を実施する概ね5年おきに実績を確認する指標

コラム▶ CO₂吸収量を杉の木換算

杉の木の年間CO₂吸収量は平均14kg/本とされています。2030(令和12)年度の目標値である「区内のCO₂吸収量 4,000t-CO₂」を達成すると、約28.6万本分の吸収量となります。

※ 杉の木換算(年間吸収量):平均14kg/本

出典「地球温暖化防止のための緑の吸収源対策(パンフレット)」

環境省/林野庁

施策と具体的な取組み

① CO₂ 吸収量を増やす取組みの推進

- 建築行為に伴う緑化の推進
- 新築する区施設での木材利用の推進
- 区民・事業者への木材利用の呼びかけ
 - ◆ 建築時の木質化支援の検討と、木材の活用方法の PR
- CO₂ 吸収源である緑地・樹林等の適正な管理
- 魚沼市等の友好都市の森林保全と*カーボン・オフセットの活用・普及啓発

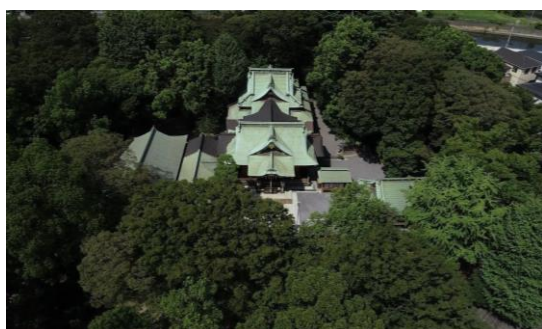
施策群と関連する SDGs の目標（ターゲット）



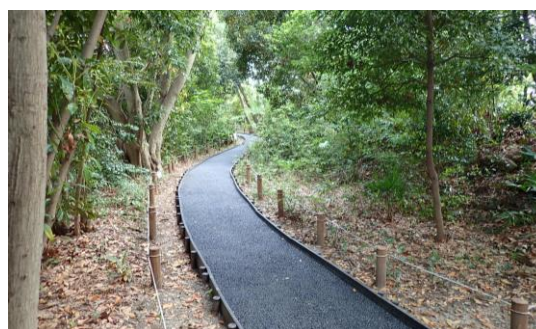
15.2 森林の持続可能な経営を実施し、森林の減少を阻止・回復と植林を増やす



17.17 効果的な公的・官民・市民社会のパートナーシップを推進する



花畑大鷲神社(保存樹林)



佐野いこいの森緑地



友好都市である魚沼市の森林保全の様子

気候変動による影響は、洪水被害や熱中症をはじめとして、さまざまな形で区民生活にも現れており、その影響が今後更に大きくなることが予想されます。そのため、地球温暖化の原因となる*温室効果ガスの排出を抑制する「*緩和策」を進める努力のみならず、地球温暖化がもたらす被害にあらかじめ備えることで、回避・軽減していく「*適応策」も同時に推進します。

目 標

■ 暑熱、気象災害の被害を少なくする

成果指標と活動指標

成果指標	現状値(2020年度)	目標値(2024年度)
	■ 熱中症や気象災害による死者数*【低減目標】	17人

活動指標	現状値(2020年度)	目標値(2024年度)	
	■ 熱中症対策講座受講者数	新規指標のため実績なし	800人
	■ 河川の氾濫時の避難場所を決めている区民の割合	77.0%	80.0%

※ 気象災害は、自然災害のうち、風水害(洪水、土砂災害、竜巻等突風のみ)が対象



足立区洪水ハザードマップ



風水害からの避難行動を事前に整理する「東京マイ・タイムライン」

施策と具体的な取組み

① 自然災害対策の推進

- 洪水時の避難行動計画の作成支援などの集中豪雨等の災害対策の推進
- ハザードマップやマイ・タイムラインの普及拡大
 - ◆ 町会・自治会へのマイ・タイムラインの導入促進
- 足立区災害ポータルサイト及び*足立区防災ナビの普及拡大
- 無電柱化の推進
- 荒川上流沿川自治体との連携による森林保全の促進

② 健康被害対策の推進

- 熱中症対策の推進
 - ◆ 熱中症対策講座の実施
 - ◆ 熱中症対策や注意喚起につながる催しの開催
 - ◆ 高齢者や幼児、小学生等を中心とした普及啓発
- *クールスポットの設置と利用促進
 - ◆ クールスポットの活用による高齢者の熱中症対策や孤立防止など
- 遮熱塗装等によるヒートアイランド対策の実施
- 極端な気象や夏の長期化等に対応した既存対策の強化
- 感染症対策の推進
 - ◆ 行政手続のオンライン化の促進

③ 気候変動の影響等の情報収集と影響への対応の啓発

- 気候変動の影響予測の情報収集と影響への対応の啓発
- 中長期的な気候変動を考慮した住まいや暮らしなどライフスタイルの検討
- 気候変動による自然災害や熱中症等の被害回避・軽減に関する啓発

施策群と関連する SDGs の目標（ターゲット）

	11.b 総合的な災害リスク管理を策定し、実施する		13.1 気候関連災害や自然災害に対する強靱性と適応能力を強化する 13.2 気候変動対策を政策、戦略及び計画に盛り込む 13.3 気候変動対策に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する
---	---------------------------	---	---

柱2 循環型社会の構築

■足立区食品ロス削減推進計画

■足立区プラスチックごみ削減方針



目標

くらし方の工夫で、ごみを減らすとともに
資源が循環するまちをつくる

現状と課題

1 ごみの排出量

区が収集しているごみと事業系持込ごみの合計量は、新型コロナウイルス感染症対策による在宅勤務等、区民の生活様式の変化による家庭ごみ量増加の影響で、2019（令和元）年度は178,658tとなり、前年度と比べ約0.6%増加しました。2020（令和2）年度は177,741tで対前年度比約0.5%の減少に転じましたが、ここ数年の状況を見ると、概ね横ばいで推移しています。

ごみの排出量を更に減少させるためには、区民に対するごみ出しルールや分別方法、ごみの減量を、より一層きめ細やかに発信していく必要があります。

また、更なる高齢化の進展や区民のライフスタイルの多様化に合わせた、ごみ処理の方法等を検討していく必要もあります。

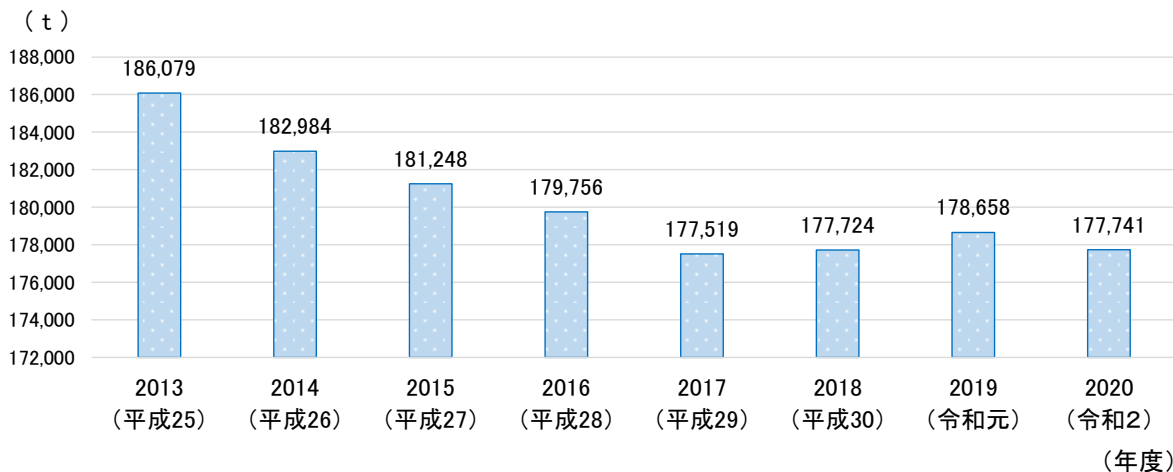


図 ごみ排出量の推移
出典 足立の環境

2 資源回収量

2020（令和2）年度の資源回収量は 27,856t で、このうち行政回収が 19,377t（約 70%）、*集団回収が 8,478t（約 30%）です。行政回収の資源回収量は増加傾向にあります。ただし、2020（令和2）年度は新型コロナウイルス感染症の拡大により、在宅勤務が増えるなど、区民の生活様式が大きく変化したため、資源回収量が増加しました。

今後、*リユースや*リサイクルに対する一層の意識向上を図りつつ、資源化の対象品目を拡大する等の取組みを進める必要があります。

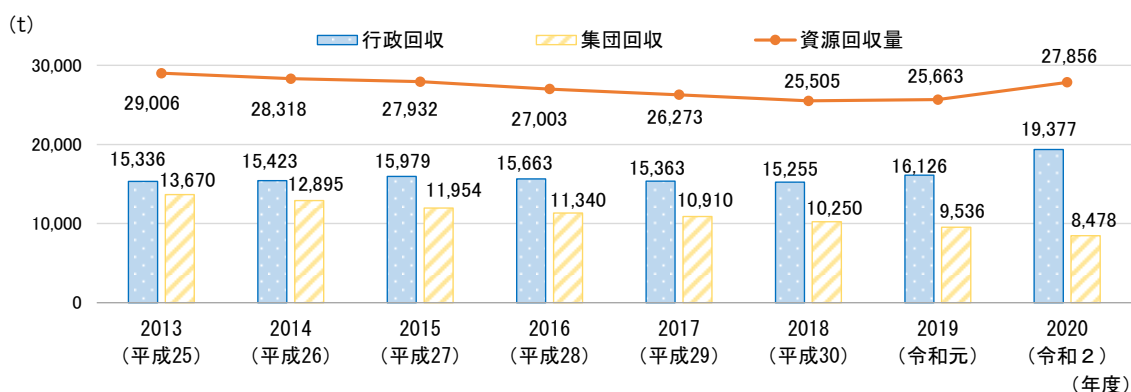


図 資源回収量の経年変化
出典 数字で見る足立

3 食品ロス量の削減

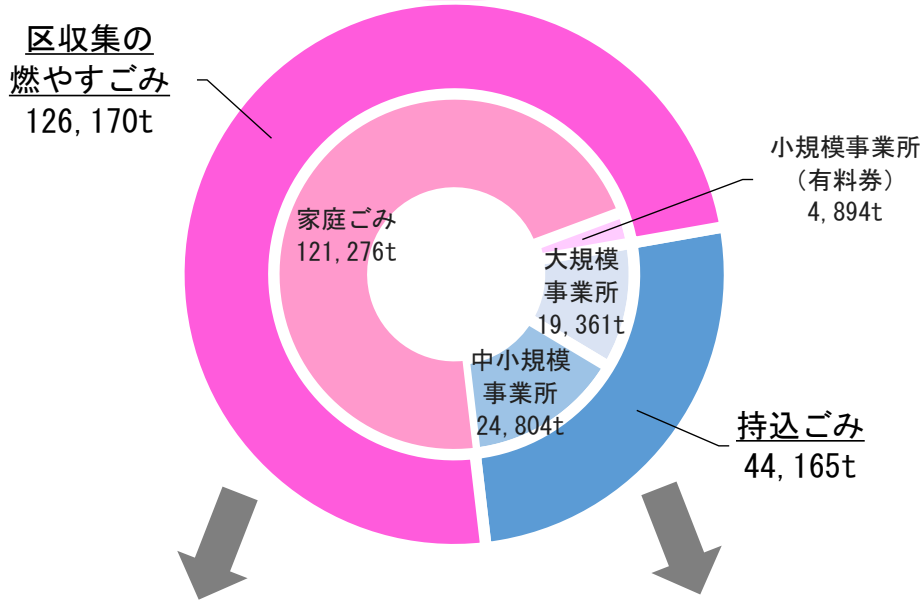
2019（令和元）年度の家庭系*食品ロス推計量は 7,519t、事業系食品ロス推計量のうち、大規模事業所は 3,530t（約 70%）、小中規模事業所は 1,550t（約 30%）で、区内の食品ロス推計量の合計は 12,599t です。

これは区民一人あたり、1年間で 10.85kg の食品ロス量が発生している計算となり、茶碗 1 杯のご飯に換算すると約 72 杯分（1杯 150g で計算）となります。また、事業所あたりの食品ロス量は、1年間で 162.94kg となり、茶碗 1 杯のご飯に換算すると約 1,086 杯分となります。

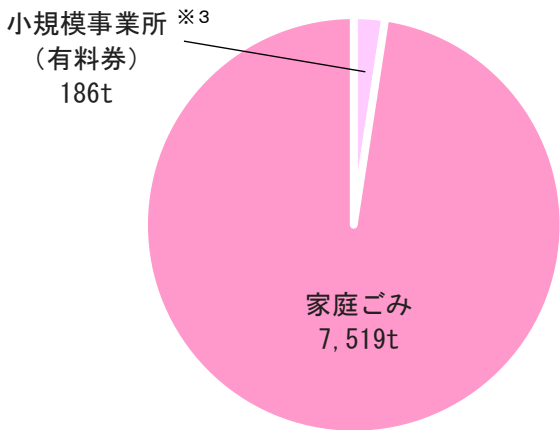
食品ロス削減に向けた取組みとしては、区内 5 か所に*フードドライブ常設窓口を設置し、回収された食品は、食品を必要としている団体や施設に届けており、2021（令和3）年 3 月末時点で 4,778 品（1,663kg）の食品が届けられました（2017〔平成29〕年度～2020〔令和2〕年度実績）。なお、2020（令和2）年度の回収実績は 1,797 品（850kg）で、2019（令和元）年度の 1,578 品（407kg）を大幅に上回っており、常設窓口設置以降、回収量は毎年増加しています。

家庭や飲食店などにおける食べ残しや、賞味期限切れ食品の廃棄などによる「食品ロス」を削減するためのしくみづくりとともに、フードドライブやマッチングアプリの周知、区民への普及啓発が必要です。

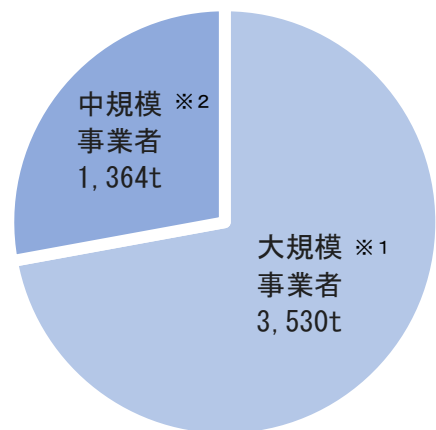
【ごみ量】



【区収集の燃やすごみの食品ロス推計量】



【持込ごみの食品ロス推計量】



- ※1 大規模事業者 432 か所
- ※2 中規模事業者 604 か所
- ※3 小規模事業者 30,142 か所

図 一般廃棄物等の発生量及び食品ロス推計量(2019年度)



区のイベント(くらしフェスタ)で行われたフードドライブ会場の様子

4 プラスチックごみ削減

プラスチックごみ削減への関心が高まる中、区では、啓発物品等への使い捨てプラスチックの使用を控えるとともに、外部の方が出席する会議でのペットボトルを使用した飲料の提供を止め、マイボトルの持ち込みをお願いしています。また、ペットボトルキャップやインクカートリッジの再資源化等、分別の徹底を図っています。

公共施設におけるプラスチックごみの削減策についても更なる検討を進めていきます。

区民に対しては、より一層、マイバッグ、*リユース食器、給水スポットの活用、適正なごみの分別等の周知を徹底し、ポスターコンクールをはじめ、さまざまな形で取り組みを呼び掛けていく必要があります。

環境基本計画における定義

1 廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の定義と同じ。ごみ、資源化物も含む概念。

2 ごみ

(1) 区が収集する家庭ごみ（燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ）

※ 家庭ごみ：区収集事業系ごみ含む（従業員 20 人以下かつ 1 回あたりの排出量が 90 リットル以下の事業者は、有料ごみ処理券を貼付することで区収集ごみとして排出できる）

(2) 事業者から清掃工場に持ち込まれたごみ

3 資源化物

(1) 区が資源として家庭から収集したもの

(2) *集団回収により収集されたもの

(3) *資源買取市で買い取られたもの

■ 環境基本計画に含む計画等

柱2は、足立区食品ロス削減推進計画及び足立区プラスチックごみ削減方針を兼ねるものです。

足立区食品ロス削減推進計画*	
目標年度	2030（令和12）年度
目標	2030（令和12）年度までに2019（令和元）年度比で21.6%減
該当する施策	柱2「*循環型社会の構築」の施策群2-1、2-2の施策の一部が該当します

足立区プラスチックごみ削減方針*	
該当する施策	柱2「循環型社会の構築」の施策群2-1、2-2、2-3の施策の一部が該当します

※ 新たに策定し、位置付けた計画

私たちの日々の暮らしの中では、さまざまなごみが発生します。しかし、そのごみの排出量を抑えることは、*循環型社会を形成する上で、とても大切な取り組みです。

近年、注目されている*食品ロスについても、発生させないことを重視した上で、それでも余ってしまう食品は有効活用を図る必要があります。

また、海洋汚染の原因とも言われているプラスチックごみについても、使用をできるだけ抑える(*リデュース)とともに、再利用(*リユース)、*リサイクルの順で取り組んでいく必要があります。

日々のごみを減らすために、区民や事業者が具体的に行動できるような啓発や情報発信をしていきます。むだになる資源の削減にも積極的に取り組み、循環型社会を目指していきます。

目 標

■ 廃棄物の量を減らす

成果指標と活動指標

成果指標	現状値(2020年度)	目標値(2024年度)
	■ 区が把握できる廃棄物の量(区収集ごみ+資源化物+事業系持込ごみ)【低減目標】	205,746t

活動指標	現状値(2020年度)	目標値(2024年度)	
	■ 区内のごみ量(区収集+事業系持込)【低減目標】	177,741t	158,400t
	■ 1人1日あたりの家庭ごみ排出量【低減目標】	547.2g	470g

施策と具体的な取組み

- 食ロス** 足立区食品ロス削減推進計画に関わりが深い取組み
プラ 足立区プラスチックごみ削減方針に関わりが深い取組み

① 日常的なごみ減量行動の促進

- *食品ロスを削減する行動の習慣化を推進 **食ロス**
 - ◆ 買い物に行く前に冷蔵庫をチェックし、必要なものを買う
 - ◆ 量り売りやバラ売りなどを活用し、食べきれ的分だけ買う
 - ◆ 必要な分だけ調理し、食品ロス削減レシピ活用等により食材を使い切る
 - ◆ 冷蔵庫の整理や在庫の把握による賞味期限切れ防止
- プラスチックごみの発生抑制 **プラ**
 - ◆ マイバッグを利用するとともに、使い捨てのものではなく何度も使えるものや詰め替え可能な製品を買う
 - ◆ プラスチック削減に関する講演会の開催
 - ◆ プラスチックごみゼロに向けた出前講座
 - ◆ 環境基金による廃プラスチック削減のための技術開発への支援
- ごみの量や重さを減らす取組みの推進 **プラ**
 - ◆ ごみを出す前につぶしたり、水分を除くなど、容積や重量を減らしてから排出する取組みの推進
- ごみの出し方や分別のわかりやすいPR **プラ**
- ごみ処理経費の発信等、施策の「見える化」による区民意識の醸成
- 区、区民、事業者による清掃活動の促進

② 資源ロスの削減



- 食品や資源になる紙類等の資源ロス削減 **食ロス**
- 食品ロス削減につながる消費行動の啓発 **食ロス**
 - ◆ 商品棚の手前から取る、賞味期限の理解促進、*ドギーバッグ推進の検討など、食品ロス削減につながる行動の啓発
- 食品ロス削減につながる*フードドライブや*フードバンク、フードシェアリングの推進 **食ロス**
 - ◆ フードシェアリングサービスを実施する店舗の拡大
- 事業系食品ロスの実態把握 **食ロス**

◆ 区内事業者に対する調査等に基づき、事業者に対する働きかけの検討	
●一定期間が経過し防災備蓄の役割を終えた食品・物品の積極的な有効活用	食ロス
◆ 希望する町会・自治会への配付や、防災訓練・イベント時の啓発品としての活用、 *フードバンク等と連携した、食品・物品を必要とする団体への提供等による有効活用	
●使い捨てプラスチックの使用の抑制	プラ
◆ 使い捨てプラスチックに依存しない生活様式の普及・啓発	
●簡易な容器包装への転換の促進	プラ
●マイボトル専用の給水スポットの設置	プラ
◆ 区施設へのマイボトル専用の給水スポット(ウォーターサーバー)の設置	
●公共施設の自動販売機において、原則プラスチックを使用しない飲料のみの販売への切り替えを検討	プラ

③ 身近なリユースを促すしくみづくり

●イベント等における*リユース食器の利用促進	プラ
●*Rのお店のPRによる、ごみ減量・リサイクル推進店の利用促進	
◆ リサイクル商品の積極的な販売や買い物袋の持参を推奨するなど、環境 保全に配慮した取組みを積極的に行う小売店の登録・紹介	プラ
●事業者等との連携により、家庭の不用品がごみにならないよう再利用を促すしく みの検討	プラ

施策群と関連する SDGs の目標 (ターゲット)

 <p>2 飢餓を撲滅し、 安全で栄養のある食料を 得られるようにする</p>	 <p>12.3 世界全体の一人当たりの食料 廃棄を半減させ、生産・サプラ イチェーンにおける食品ロスを 減らす</p> <p>12.5 廃棄物の発生を減らす</p>
--	--

コラム▶ フードドライブで「もったいない」を「ありがとう」に！

家庭で余っている食品を既定の場所に持ち寄り、それらをまとめて地域の福祉団体や施設、*フードバンクなどに寄付する活動を*フードドライブといいます。区では2018（平成30）年1月から常設窓口を設置して行っており、こうした取組みは、*食品ロスの削減にも大きく貢献しています。また、民間企業からも、フードバンクや福祉団体へ寄付をいただいています。

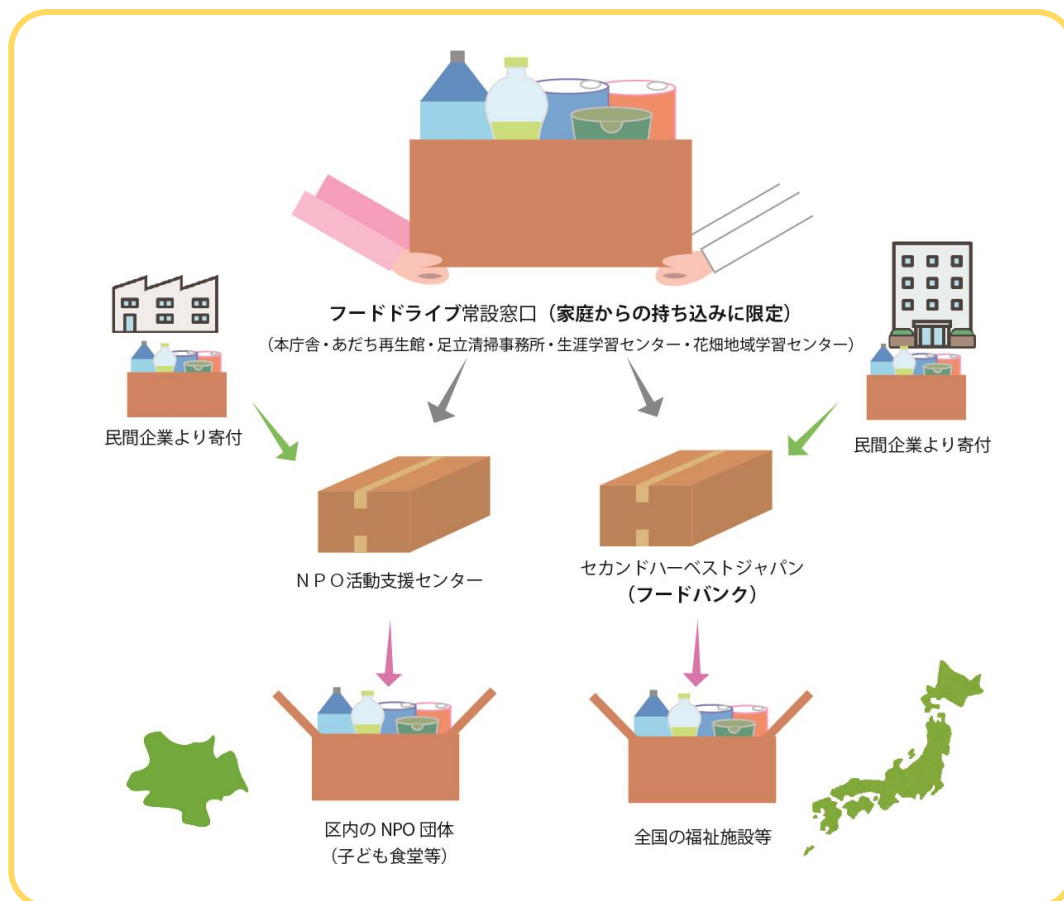


図 フードドライブのイメージ

フードドライブ常時受付回収量報告では、2020（令和2）年3月末現在で、「1,578品」、「406.71kg」の食品をご提供いただきました。

フードドライブへお持ちいただける食品や常時受付窓口の住所や日時等、詳しくは区のホームページをご覧ください。

- フードドライブに関する区のホームページ
[ホーム](#) > [住まい・暮らし](#) > [ごみとリサイクル](#) > [リサイクル](#) > [食品ロスを減らしましょう！](#)



家庭ごみと事業系ごみの適正な排出を促すとともに、より効率的な収集運搬体制を構築します。併せて*災害廃棄物の対策強化を推進します。

目 標

- 分別ルールに基づき排出された廃棄物を効率的に収集し、処理する

成果指標と活動指標

成 果 指 標	現状値(2019年度)	目標値(2024年度)
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 燃やすごみに含まれる資源化物の割合【低減目標】 	16.8% (直近の実績)

活 動 指 標	現状値(2020年度)	目標値(2024年度)	
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 適正排出のための指導(*ふれあい指導)件数【低減目標】 	2,487 件	1,632 件
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 雑紙(ざつがみ)*を燃やすごみではなく、資源として出している区民の割合 	新規指標のため実績なし	世論調査の新規項目 2021年度実績を踏まえ目標値を設定

※ 雑紙…家庭から排出される古紙のうち、新聞、雑誌、段ボール、紙パックのいずれの区分にも入らないもの(パンフレット、コピー用紙、お菓子などの包装紙等)

施策と具体的な取組み

- 食ロス** 足立区食品ロス削減推進計画に関わりが深い取組み
プラ 足立区プラスチックごみ削減方針に関わりが深い取組み

① 排出ルールの周知徹底とごみ集積所の美化

- *ふれあい指導による排出指導の強化
- 資源持去り対策の強化
- 区民、区内事業者への排出ルールの周知徹底 **食ロス**
- 看板の設置やキャンペーンの実施などによる不法投棄防止対策の推進
- 折り畳み式ごみ収集ボックス(とりコン)の設置などによる不適正な排出をされない集積所美化対策の推進
- *し尿の適正処理の推進

② 事業系廃棄物の処理責任の徹底と適正処理の向上

- 正しい廃棄物の処理方法の啓発及び排出指導 **食ロス**
- 事業系有料ごみ処理券の貼付指導と貼付向上に向けた取組み
- 区収集基準非該当事業者の区収集から許可業者への切り替え指導
- 廃棄物管理責任者講習会の実施
- 優良排出事業者への感謝状の贈呈 **食ロス**
- 事業系有料ごみ処理券貼付率 100%に向けた適正処理のしくみの検討 **食ロス**
- 区として率先して行う取組み **プラ**
 - ◆ 区の物品調達における使い捨てプラスチックの使用の禁止、職員による率先行動の推進
- マイボトル持参の定着化の推進 **プラ**
 - ◆ 事業者と連携した給水スポットの設置や施設の案内等による、区民がマイボトルを常用する環境の整備
- プラスチック分別 **プラ**
 - ◆ プラスチックの分別回収の検討
- 事業者に対するプラスチックごみ削減協力要請 **プラ**
 - ◆ 不要な包装の廃止、使い捨て容器からリターナブル容器への切り替え、マイボトル・マイバッグの推進

③ 社会状況の変化に即した適正処理のしくみづくり

- 新たな清掃事業運営体制の検討と効率的な収集運搬体制の確立
- 家庭ごみの有料化についての検討
- 高齢者や障がい者を考慮したごみ収集(戸別訪問収集)の実施
- 遺品整理や生前整理に係るごみの出し方相談や事業者紹介の実施

④ 災害廃棄物の対策強化

- 事業者や区が連携する定期訓練の実施

施策群と関連する SDGs の目標 (ターゲット)



14.1 海洋汚染を防止・削減する



17.17 効果的な公的・官民・市民社会のパートナーシップを推進する



折り畳み式ごみ収集ボックス(とりコン)

コラム▶ 足立区にも関係する「海洋プラスチック問題」

*海洋プラスチックとは、海洋に流出する廃プラスチック類のことです。近年、マイクロプラスチック（一般に 5mm 以下の微細なプラスチック類をいう。）による海洋生態系への影響が懸念されており、世界的な問題となっていますが、これは足立区にも大きな関係があります。

写真は、2019（令和元）年 10 月に発生した台風 19 号が通過した後の荒川河川敷（千住元町地区）の様子です。

ペットボトルなどの容器包装を中心に、たくさんのプラスチックごみが川を流れて、最終的に海へとたどり着きます。

これらの多くは、市街地から雨や風などにより河川に入ったものと考えられます。

ごみの中でも特にプラスチックごみは自然界で分解されにくく、水の中を漂っているうちに細かく砕け、マイクロプラスチックとなります。それらを魚が食べ、更にもその魚を食べる人間への影響も懸念されます。

このまま何も対策を取らない場合、2050（令和 32）年には海洋中のプラスチックごみの重量が魚の重量を超えるという試算もあり、海洋に流れ出るごみの削減に向けた早急な取組みの推進が必要です。

身近な取組みとしては、プラスチックごみを減らすことやごみ拾いを行うこと等が有効です。



荒川河川敷
出典 足立・本木水辺の会



マイクロプラスチック
出典 東京農工大学

*循環型社会を構築する上で、限りある資源を有効活用していくことは欠かせません。ごみとして捨てられているものの中にも、資源がたくさん含まれています。2019（令和元）年度は燃やすごみの中に資源が16.8%含まれていました。2018（平成30）年度実績は16.4%、2017（平成29）年度実績は13.9%となっており、毎年増加が続いている状況です。資源の再利用を促進するための情報提供や新たな資源化品目を検討し、持続可能な資源利用へと転換していきます。

目 標

- 事業者との連携により、廃棄物の資源化を進める

成果指標と活動指標

成 果 指 標	現状値(2020年度)	目標値(2024年度)
	■ 資源化率	19.98%

活 動 指 標	現状値(2020年度)	目標値(2024年度)	
	■ *資源買取市の利用者数	2,555人	6,500人
	■ 環境に配慮した製品*を選んで使っている区民の割合	11.6%	14.0%

※ 環境に配慮した製品

- ・ 天然由来成分や環境負荷が低い素材を使用した製品
- ・ エコマークや省エネ性マーク、再生紙利用マーク等が表示されている製品
- ・ Rマークがついたプラスチック製品やリサイクルコットンを使用した衣類等



古紙のリサイクル事業者が実施する資源買取市の様子

施策と具体的な取組み

プラ 足立区プラスチックごみ削減方針に関わりが深い取組み



① 資源化品目の拡充とリサイクルを促すしくみづくり

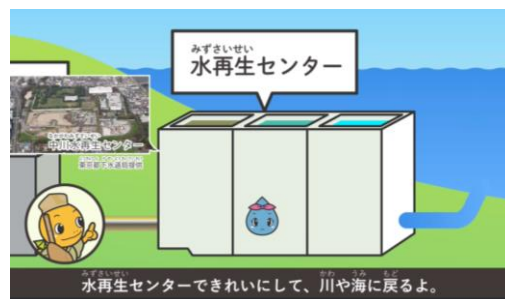
- * 集団回収の推進 プラ
- * 資源買取市の利用促進
- 資源化できる布団類の再利用や繊維原料化による、貴重な繊維資源の循環利用
- 新たな資源化品目の検討 プラ

② 水の循環の推進

- 水の大切さの啓発
- 水をテーマにした展示や講演会などの実施 プラ
- 節水の啓発と雨水・* 中水の利用促進
- 地下水・湧水の現状把握と保全

施策群と関連する SDGs の目標（ターゲット）

 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p>9.4 資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大により持続可能性を向上させる</p>	 <p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p>	<p>17.17 効果的な公的・官民・市民社会のパートナーシップを推進する</p>
--	--	---	---



水の大切さの啓発 あだち環境学習サイト「水」

柱3 生活環境の維持・保全



目標

公害等を防止し、より健康で快適な生活環境の維持、向上を図る

現状と課題

1 大気、河川等の水質、道路騒音

区では、大気、河川、自動車騒音、道路振動について調査を行っています。

区内の環境は、近年、大気中のNO₂（二酸化窒素）や河川のBOD（生物化学的酸素要求量）、DO（溶存酸素量）等については、自動車の排気ガス規制や、下水道の普及等により改善している一方、大気中のOx（*オキシダント類）など依然として広範囲で環境基準未達成の項目もあります。

大気については、幹線道路沿いの自動車排気ガス測定（7地点1週間を年2回）や*ダイオキシン類等の測定を行っています。ダイオキシン類の測定結果は環境基準を大きく下回っています。

河川調査は、8河川1用水11地点において年4回実施しています。荒川等河川の水質は20年前と比較すると環境基準を満たすまで改善しています。

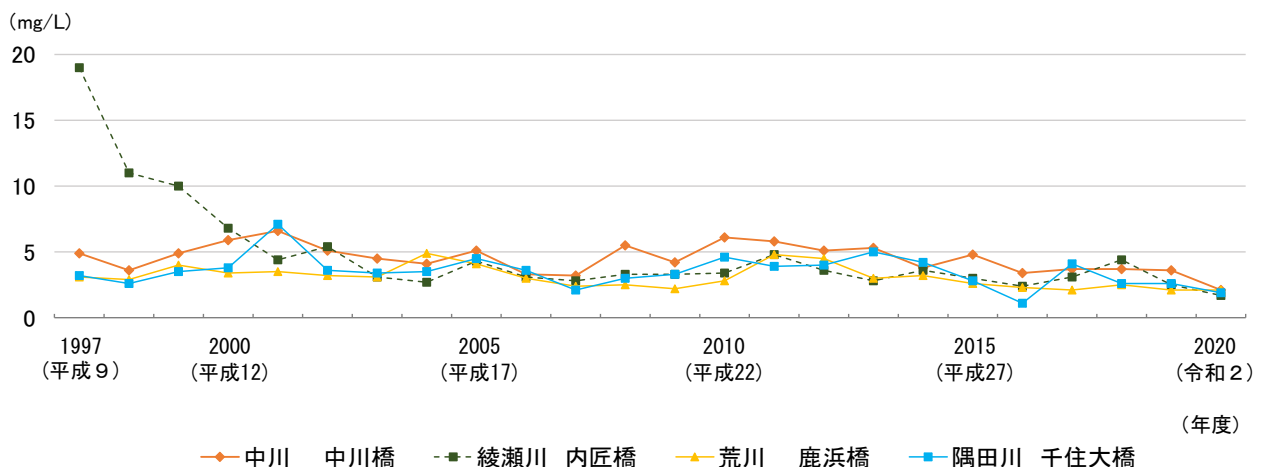


図 河川におけるBODの経年変化
出典 足立の環境

自動車騒音、道路振動は、自動車騒音常時監視（面的評価）や自動車騒音定点調査（リンク調査）などを行っています。道路振動は要請限度を超えた地点はありませんでしたが、面的評価の環境基準適合率は100%にならず、環境基準を満たしていない測定地点もあります。

今後も測定結果に基づき、関係機関に情報提供を行います。



区内を流れる河川（荒川）

2 公害規制事務

近年の公害苦情相談は、工場や指定作業場に対するものに比べ、解体・建設工事や、近隣トラブルが原因となる案件が多くなっています。特にここ2、3年は、労働形態の多様化による在宅時間の増加により、この傾向が強くなっています。これらの案件の解決には、当事者間のコミュニケーションや、区が警察・消防等の関係機関と連携し対応することが重要です。

また区では、公害防止のため、法令に基づき、工場等の設置時や特定の重機を使用する建設作業実施時には事前に届出を義務付け、指導を行っています。*アスベスト対策では、2022（令和4）年4月から一部の工事を除き、解体前のアスベスト含有調査結果の報告が義務化されます。区ではこの結果報告を基に、アスベスト飛散防止のため、事業者への指導と現場確認を強化していきます。

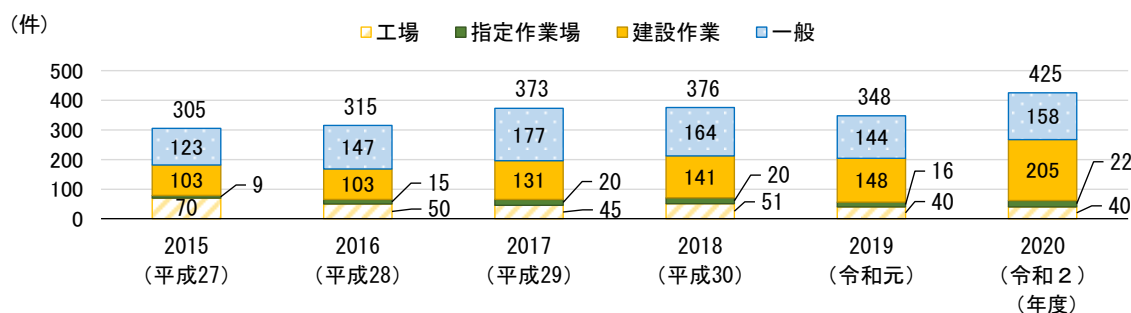


図 公害苦情の相談件数の経年変化
出典 足立の環境

3 不法投棄

2015（平成27）年度に「不法投棄110番」を開設し、2018（平成30）年度からは不法投棄通報協力員制度を開始し、不法投棄物の早期発見・早期撤去に取り組んできました。

不法投棄の個数は年々減少傾向にあります。引き続き、区民や不法投棄通報協力員への啓発等を行い、早期発見・早期撤去に取り組んでいきます。

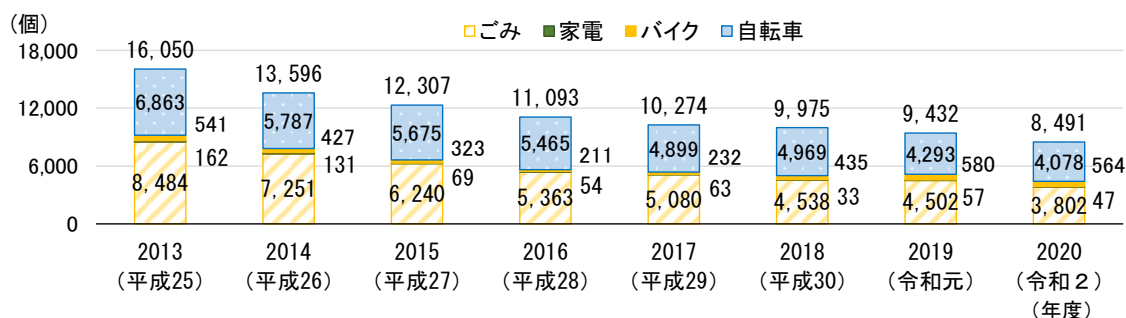


図 不法投棄処理個数の経年変化
出典 足立の環境

4 落書き・違反広告物対策

*ビューティフル・ウィンドウズ運動の推進により、落書きのないきれいなまちの実現を目指すため、2019（平成31）年1月から「落書き110番」（落書き相談専用ダイヤル）を開設し、区内の落書き情報を一元的に受け付けるとともに、2019（令和元）年度から民有地（鉄道、道路、電気、通信等の公共性の高い事業を営む者を除く）の落書き対策支援に取り組んできました。

2021（令和3）年3月末現在、相談受付件数266件に対し、261件の消去を完了しており、ビューティフル・ウィンドウズ運動に寄与する取組みとしてまちの美化に一定の成果を挙げています。

区民からの通報に施設管理者と迅速に対応するとともに、区内の「落書き一掃」を目指していきます。

また、区では2020（令和2）年2月に「足立区違反広告物対策ガイドライン」を制定しました。ガイドライン制定以降、2021（令和3）年3月末現在、悪質な表示者等への立ち入りや指導は行われていません。違反広告物の除去数については、2018（平成30）年度43,928件、2019（令和元）年度39,085件、2020（令和2）年度33,963件と減少傾向にあります。

自然の風景やまちの美観を損ねる「はり紙」「立看板」などの違反広告物の表示者等を厳しく取り締まり、美しいまちを実現していきます。



区の取組み

(左: 不法投棄通報協力員制度 右: 足立区違反広告物対策ガイドライン)



不法投棄されたごみ



公園の遊具への落書き 消去前・消去後



違反広告物

施策群3-1 生活環境の保全と公害対策の推進

生活環境（大気、騒音、振動、悪臭など）を維持・改善することは、健全かつ快適な暮らしを実現するための、基盤となる取組みです。

各種法令に基づく調査、指導、対策推進等を適切に進めるとともに、苦情・要望に適切に対応できるしくみ、体制を構築します。

目 標

- 法令に基づく指導、対策と苦情への対応により、生活環境を維持・改善する

成果指標と活動指標

成 果 指 標	現状値(2020年度)	目標値(2024年度)
	■ 公害苦情の相談件数【低減目標】	425件

活 動 指 標	現状値(2020年度)	目標値(2024年度)	
	■ 公害苦情相談の解決率(解決件数/受付件数)	110.6%*	100%
	■ 適切な*アスベスト対策を行っている解体等工事現場の割合	新規指標のため実績なし	50%

※ 当該年度の相談件数と処理済み件数で算定しているため、年度をまたがる場合など、解決率 100%を上回るケースもある

施策と具体的な取組み

① 工場、事業場等への公害規制指導

- 工場・指定作業場などの認可等における公害防止推進
- 大気汚染の防止と*アスベストの飛散や自動車排気ガス、*光化学スモッグ、*ダイオキシン類への対策の推進
- 水質汚濁の防止と河川水質浄化対策の推進
- 土壌・地下水対策の推進
- 騒音・振動・悪臭の防止と自動車騒音対策の推進
- 地盤沈下の防止
- 有害化学物質の適正管理制度による排出量抑制の推進
- *環境アセスメントの推進

② 大気、水質、騒音等の定期的な調査

- 大気汚染の調査
- 河川水質の調査
- 自動車騒音・道路振動の調査
- *空間放射線量の調査
- 各調査結果の情報提供

③ 公害苦情の相談への対応

- 公害苦情の相談受付体制の充実
- 公害防止支援の推進

施策群と関連する SDGs の目標（ターゲット）



3.9 環境汚染による死亡と疾病の件数を減らす



11.6 大気や廃棄物を管理し、都市の環境への悪影響を減らす

施策群3-2 快適で美しいまちづくり

快適な生活を送るためには、環境や景観に配慮したまちづくりを促進していく必要があります。安全かつ快適な環境を整備するとともに、美化活動及び良好な景観保全を推進し、美しい環境のまちをつくります。

目 標

- 地域の美化活動や不法投棄・*ごみ屋敷対策により、きれいなまちをつくる

成果指標と活動指標

成 果 指 標	現状値(2020年度)	目標値(2024年度)
	■ ごみがなく地域がきれいになったと感じる区民の割合	新規指標のため実績なし

活 動 指 標	現状値(2020年度)	目標値(2024年度)	
	■ ごみゼロ地域清掃活動の参加者数	53,113人	80,000人
	■ 不法投棄処理個数【低減目標】	8,491個	7,298個



花いっぱいコンクール



花のあるまちかど

施策と具体的な取組み

① 安全、快適を実現する計画的なまちづくりの推進

- * 地区環境整備計画に基づく地域特性を活かした区民主体のまちづくりの推進と地区まちづくり組織の活動支援
- 建替え時のルール適合の誘導による良好な居住環境づくりの展開
- * 建築紛争予防条例に基づき、建築計画に伴う* 日照障害等の意見要望に関して事業者等を指導
- * 環境整備基準及び* 集合住宅条例による民間事業者への指導
- 老朽危険家屋の所有者に対する適正な維持管理の指導
- 無接道家屋の建替え誘導
- ブロック塀等カット工事の支援
- 生垣や植込地、屋上緑化等緑化工事の支援



② 美しいまちの創出と維持

- 不法投棄総合窓口と関係所管の連携による迅速な対応と不法投棄の再発防止
- 花いっぱいコンクールや清掃美化活動実施団体、ながら見守り活動などの地域の美化活動を推進する* ビューティフル・パートナーの拡大
- 歩行喫煙防止対策の推進や喫煙所の整備改良
- 放置自転車の防止
- 規制誘導を通じた景観形成の推進
- 景観資源を活かした景観形成の推進

③ 土地・建物の適正な管理の推進

- 迅速な現場確認などによる* ごみ屋敷等対策の推進
 - ◆ 医療・保健・介護・福祉等関連所管との連携
 - ◆ 日常的な見守りなど再発防止策の実施
 - ◆ 空き家・空き地の所有者に対する管理適正化の啓発
- 不法投棄予防対策の推進
 - ◆ 土地、建物所有者の適切な管理による不法投棄の予防

施策群と関連する SDGs の目標（ターゲット）

	11.3 参加型・包摂的・持続可能な人間居住計画・管理能力を強化する 11.7 緑地や公共スペースへのアクセスを提供する		17.17 効果的な公的・官民・市民社会のパートナーシップを推進する
---	---	---	------------------------------------

柱4 自然環境・生物多様性の保全

■足立区生物多様性地域戦略



目標

「ひと」と自然が相互に関わっていることを
認識し、多様な生物と共生できるまちをつくる

現状と課題

1 保存樹木・樹林

市街地に残された大樹は地域の貴重な財産です。区では、一定の要件を満たした樹木・樹林を、「*保存樹木・樹林」に指定し、維持管理費用等の一部を助成しています。

2021(令和3)年4月1日現在で、保存樹木として531本、保存樹林として49,463㎡を指定しています。

開発などにより、昔から残る*屋敷林などの緑が減少している状況がある中、区民の理解と協力を得ながら、今ある緑の保全に取り組むとともに、新たな緑地の創出を強化していく必要があります。

2 河川に生息する魚類

区内を流れる4河川(荒川、綾瀬川、垢川、毛長川)6地点において、生息する魚類を継続的に調査しており、2020(令和2)年度には、合計9目14科33種の生息を確認しました。近年の4河川合計の確認種数は26種から33種の間で推移していますが、浚渫工事の影響とみられる減少など、その年の河川の状況により確認種数にも変化がみられています。

調査している河川においては、兩岸直立護岸の直線的な箇所が多いため、魚類の生息・産卵環境となるような池や湿地等の*ビオトープや人工的なワンド・干潟などの環境を増やしていくことが望まれます。

また、チャンネルキャットフィッシュやブルーギルといった特定*外来生物も多く確認されており、在来種への悪影響が懸念されていることから、観賞魚等を野外に放たないといった啓発活動が必要です。

3 区でみられる野鳥

区内の40地区において、野鳥の生息状況（種名、個体数、場所、営巣及び給餌等の行動）を継続的に調査しており、2020（令和2）年度には68種を確認しました。種数はほぼ横ばい傾向で推移していますが、個体数は減少傾向にあり、近年では2001（平成13）年度の確認個体数のピーク時より、約4割も減少してきています。

そのため、野鳥の生息環境を保全するとともに、野鳥に関心を持ってもらうこと、「餌付けしない」「鳥との距離を保つ」「繁殖期には巣に近づかない」といった観察時のルールを心がけてもらうこと等について、区民に対する啓発活動が必要です。



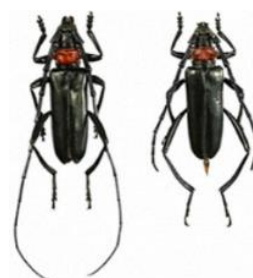
区でみられる野鳥（左：ヒドリガモ 右：カワセミ）

4 特定外来生物対策

区では、2020（令和2）年9月に、サクラやウメなどを食害し枯らしてしまう外来昆虫「クビアカツヤカミキリ」が発見されたことにより、全区有・区管理施設で樹木の緊急点検を実施し、区内3施設、合計5本の樹木にクビアカツヤカミキリのものと思われる被害を確認しています。

新たに確認された特定*外来生物に対しては、専門家と相談の上、注視しながら適切に対応していくとともに、区民への周知徹底が必要です。また、その他の外来生物に対しても、引き続き「入れない、捨てない、拡げない」の原則を周知していく必要があります。

クビアカツヤカミキリ
オス メス



出典 埼玉県環境科学国際センター

5 自然観察・体験の実施

生物園や都市農業公園などの区施設では、自然や生物とふれあうイベントを開催しており、荒川ビジターセンターでは荒川河川敷の身近な自然を活用し、親子参加型の自然観察会や自然体験を実施しています。

また区では、友好都市（新潟県魚沼市、長野県山ノ内町、栃木県鹿沼市）と連携し、自然観察、農業や森林での体験など区内では難しい環境活動の機会を提供し、参加者の環境への意識を高め、友好都市との交流を深める活動も実施しています。

全ての生物は、食をはじめ、さまざまな生物の恵みで支えられており、私たちの日常の暮らしも多様な生物とつながっています。

そのため、区内の身近な自然を知り、多様な生き物が暮らせる自然環境を育むことの大切さを学ぶことは、これからの将来を担う子どもたちにとっても大切なことであり、学びや体験ができる場の提供がとても重要となります。

■ 環境基本計画に含む計画等

柱4は、足立区生物多様性地域戦略を兼ねるものです。

足立区生物多様性地域戦略	
目標年度	2024（令和6）年度
対象とする区域	足立区内全域とします
目標	「ひと」と自然が相互に関わっていることを認識し、多様な生物と共生できるまちをつくる
該当する施策	柱4「自然環境・生物多様性の保全」の施策群、施策が該当します



保存樹木・樹林

(左:安養院の保存樹木(クロマツ) 右:入谷氷川神社の保存樹林)



あだちの水辺の生き物調査隊でみられた生き物
(左:モツゴ 右:アメリカザリガニ)

コラム▶ 特定外来生物を発見したら

2020（令和2）年9月末、区内において、サクラやウメなどを食べて枯らしてしまう特定*外来生物「クビアカツヤカミキリ」が、23区で初めて発見されました。

クビアカツヤカミキリの幼虫は、成虫になるまでの2年間、サクラなどの樹木の中に潜み、木の中身を食べて枯らしてしまいます。その際、幼虫は「フラス（木くずとフンが混ざったもの）」を排出します。



▲根元で確認されたフラス



▲幹で確認されたフラス

出典 東京都環境局

サクラ、ウメ、モモ（ハナモモ含む）、スモモなどのバラ科の樹木の根元や幹にフラスが出ていたら、木の内部にクビアカツヤカミキリの幼虫がいる可能性があります。

クビアカツヤカミキリの成虫は夏場の6月から8月頃に出現し、フラスは幼虫の活動時期である5月から10月頃に活発に排出されます。

もし成虫やフラスを見つけたらご連絡ください。

通報先の電話番号、通報フォーム、また通報時のご注意点など、詳しくは足立区のホームページをご覧ください。

■「クビアカツヤカミキリ」に関する区のホームページ

ホーム > 住まい・暮らし > 動物・植物・ペット・その他の生きもの >
足立区の動植物 > 特定外来生物「クビアカツヤカミキリ」から大切な
樹木を守りましょう



食料や衣料の面をはじめとして、生物は私たちの暮らしに欠かすことができない存在です。日々の暮らしが生物とのつながりで支えられていることや、人間の活動が生物多様性に影響を与えていることなどをわかりやすく示すことで、生物多様性への理解を深め、生物多様性に配慮した行動を促します。また、身近な区内の生き物調査や緑化などに関する話題を活用しながら、生物多様性に関する情報を幅広い世代へ提供します。

目 標

- 自然や生物とのふれあいを通じて、生物多様性の大切さを理解する

成果指標と活動指標

成 果 指 標	現状値(2020年度)	目標値(2024年度)
	■ 自然環境を大切にすることを心がけている区民の割合	新規指標のため実績なし

活 動 指 標	現状値(2020年度)	目標値(2024年度)	
	■ 生物とふれあう事業の参加者数	28,813人*	310,240人
	■ 自然や生物に関する情報発信回数	3,094回	3,200回

※ 新型コロナウイルス感染拡大の影響により事業縮小



あだちの水辺の生き物調査隊

施策と具体的な取組み

① 自然や生物への関心を高める取組みの推進

- 区内の絶滅危惧種や*外来種、貴重な自然に関する情報提供
- 生物園などの区施設における自然や生物とふれあうイベントの開催
- 荒川河川敷などの身近な自然を活用した自然体験、観察会の実施
- あだちの野鳥やあだちの川の魚たちなどの区内でみられる自然や生き物について紹介する冊子をはじめ、*SNSなどのツールも充実
- 身近な場所での緑化・花植え活動の推進
 - ◆ 保育園や学校等における*緑のカーテンの設置
- 公園おでかけマップの活用や SNS などによる公園の魅力の発信
- *緑の協力員の再構築
- 危険な*外来生物の情報発信
 - ◆ クビアカツヤカミキリ等、区民の健康や財産に被害を与える危険のある外来生物に関する生態や被害予防のための情報の提供
- ホームページ等を活用したあだち生き物図鑑への投稿と生育・生息情報の公開
 - ◆ 区民や事業者から日常生活や事業所周辺で見つけた生き物の投稿の募集とあだち生きもの図鑑の公開

② 自然体験や生物とふれあう機会の充実

- 生物園や都市農業公園、荒川ビジターセンターなどにおける講座や自然観察、体験学習の実施
- 友好都市等と連携した自然体験事業の実施
- 営農継続が難しい農地を体験の場として区民農園や体験型農園として活用
- 自然や生物とふれあうことができる場の情報提供

③ 生物多様性に対する理解の促進

- 小中学生向けの情報発信
 - ◆ 小学校高学年を対象にした環境学習ワークブックとこれに連動したデジタル教材を活用
- 日常生活と結びつけた普及啓発
 - ◆ 食べ物、衣服、医薬品等と多様な生物とのつながり
 - ◆ 大気や水、土壌の良好な環境を生み出す生物の役割など

- 生物多様性にふれることができる場の活用や生物多様性保全に関するPRの推進、区民参加型野鳥観察会、区民参加型生き物調査などの生物多様性に係る事業活動の促進

④ 区内の身近な生物の調査と生息環境の保全

- 魚類調査の実施と結果の公表
- *野鳥モニターによる野鳥調査の実施と結果の公表
- 専門家と連携した区民参加型生き物調査や子どもを対象とした体験学習を兼ねた生き物調査の実施
- *外来種等の生息調査や侵入・拡散防止及び駆除の実施

施策群と関連する SDGs の目標（ターゲット）

	<p>11.7 緑地や公共スペースへのアクセスを提供する</p>		<p>15.5 絶滅危惧種の保護と絶滅防止のための対策を講じる</p> <p>15.8 外来種対策を導入し、生態系への影響を減らす</p>
--	----------------------------------	--	---



あだち・公園 おでかけマップ

コラム▶ 足立区内で絶滅の恐れのある生物

世界では、さまざまな要因で絶滅危惧種が増加しています。区内の生物においても、身近な生物が絶滅の危機に瀕しており、生物多様性の大切さを理解することへの重要度が高まっています。

国や東京都では、絶滅の恐れのある野生生物の種のリスト（レッドリスト）を作成し、種の保護に努めています。

●河川魚類

2020（令和2）年度に区内で確認された魚類一覧の中でも、生物多様性における重要種が確認されています。特にミナミメダカにおいては、「絶滅の危機に瀕している種」として指定されています。

足立区内確認種での重要種一覧(2020[令和2]年度)

- 国 国のレッドリストに指定されている種
- 都 都のレッドリストに指定されている種



ミナミメダカ
出典 環境省ホームページ

ニホンウナギ	国	都	マルタ	都
ニゴイ	都		ミナミメダカ	国 都
アシシロハゼ	都		アベハゼ	都
ヌマチチブ	都		チチブ	都

●野鳥

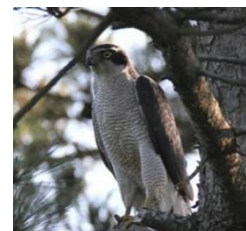
区内で2020（令和2）年度に観測された野鳥の中にも、レッドリストに掲載されている種が確認されています。コチドリ、ハイタカ、オオタカについては、区内で2020（令和2）年度中にそれぞれ1羽が観測されていますが、「絶滅の危機に瀕している種」として指定されています。



コチドリ 都



ハイタカ 国 都



オオタカ 国 都

出典 国土交通省ホームページ

出典 環境省ホームページ

私たちの身近にある緑は生物が生育・生息するための場所として、生物多様性の保全に貢献するとともに、温暖化の*緩和や景観形成、防災、地域振興等、さまざまな役割を果たしています。この大切な自然環境を次世代に継承し、持続可能な社会を維持していくために、区内にある自然環境を守りつつ、身近な暮らしの中で、緑を創出していきます。

目 標

■ 身近な自然環境を守り、増やす

成果指標と活動指標

成 果 指 標	現状値(2020年度)	目標値(2024年度)
	■ まちなかの花や緑が増えていると感じる区民の割合	27.2%

活 動 指 標	現状値(2020年度)	目標値(2024年度)	
	■ 保存樹林指定箇所数	26箇所	30箇所
	■ 緑豊かな景観形成に取り組む団体・区民の数	1,169	1,312



興野神社の保存樹木(イチヨウ)



緑の協力員の活動の様子

施策と具体的な取組み



① 緑地、樹木、農地等の自然環境の保全

- 緑を守り育む協創事業の展開
- * 保存樹林、* 特別緑地保全地区の指定
- 農地の保全及び適切な維持管理の促進

② 生物多様性を考慮した緑化や公園等の整備と維持管理

- 地区計画等による公園計画地の整備推進
- 公園の維持管理における生物多様性への配慮と生息する生物のわかりやすい見せ方の工夫
- 区民参加型の公園づくりと多様な協創事業の展開
- * 自主的活動団体登録制度の創設
- 建築行為に伴う緑化の推進 ◀再掲
- 空き地の適正な管理・活用の支援

施策群と関連する SDGs の目標（ターゲット）

 <p>15 陸域生態系 の豊かさ を 守ろう</p>	<p>15.1 陸域・内陸淡水生態系及びそのサービスの保全・回復・持続可能な利用を確保する</p> <p>15.2 森林の持続可能な経営を実施し、森林の減少を阻止・回復と植林を増やす</p>	 <p>17 パートナリッ プで 目標を達成し よう</p>	<p>17.17 効果的な公的・官民・市民社会のパートナーシップを推進する</p>
--	---	---	---